

可 児 市
地球温暖化対策実行計画
(区域施策編)

令和4年6月
可児市

目次

第1章 実行計画改定の背景と基本的事項	1
1. 実行計画改定の背景	1
1.1 地球温暖化問題の概要	1
1.2 地球温暖化防止に関する国際動向	2
1.3 地球温暖化防止に関する国内動向	3
1.4 改定の背景	3
2. 基本的事項	4
2.1 法的根拠	4
2.2 目標年度	4
2.3 計画の対象とする温室効果ガス	4
第2章 温室効果ガス排出量の現況推計	5
1. 温室効果ガス排出量の推移	5
2. 排出量増減の要因	7
第3章 前計画の取組み状況	14
1. 再生可能エネルギーの利用促進	14
2. 地域環境の整備及び改善	14
3. 循環型社会の形成	15
4. 事業者・市民の活動促進	15
5. 行政の率先行動	16
第4章 温室効果ガス排出量の削減目標	18
1. 中期目標（2030年度）	18
2. 目指すべき姿（2050年度）	19
第5章 温室効果ガス排出削減等に関する施策	20
1. 行政の取組み	20
1.1 再生可能エネルギーの利用促進	22
1.2 地域環境の整備及び改善	24
1.3 循環型社会の形成	31
1.4 事業者・市民の活動促進	36
1.5 行政の率先行動	40

2. 事業者の取組み	44
3. 市民の取組み	48
4. 施策総括表	50

第6章 推進体制・進捗管理 52

1. 推進体制	52
2. 進捗管理	53

巻末資料

国の地球温暖化対策計画	55
可児市環境審議会委員名簿	56
諮問文・答申文	57

第1章 実行計画改定の背景と基本的事項

1. 実行計画改定の背景

1.1 地球温暖化問題の概要

地球温暖化現象は、人間の活動が活発になるにつれて「温室効果ガス¹」が大気中に大量に放出され、地球全体の平均気温が上昇する現象のことです。二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、フロン等が温室効果ガスとされています。

もし地球上に温室効果ガスがなかったとすれば、地表の平均気温はマイナス 19°C となります。ところが、温室効果ガスの存在により地表の平均気温は約 15°C と生物の生存に適した気温に保たれています。これは、太陽から届く日射が地表面を暖め、加熱された地表面から放射された熱を温室効果ガスが吸収し、その一部を再び下向きに放射することで地表面や下層大気を加熱するという仕組みがあるためです。

ところが近年、産業の発展や森林の開拓等の人間活動の活発化に伴って温室効果ガスの濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えたことにより、地球規模での気温上昇（温暖化）が進行しています。

地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、近年世界各地で発生している記録的な猛暑や干ばつ、集中豪雨等の異常気象の背景には地球温暖化その他の気候変動の影響が指摘されています。

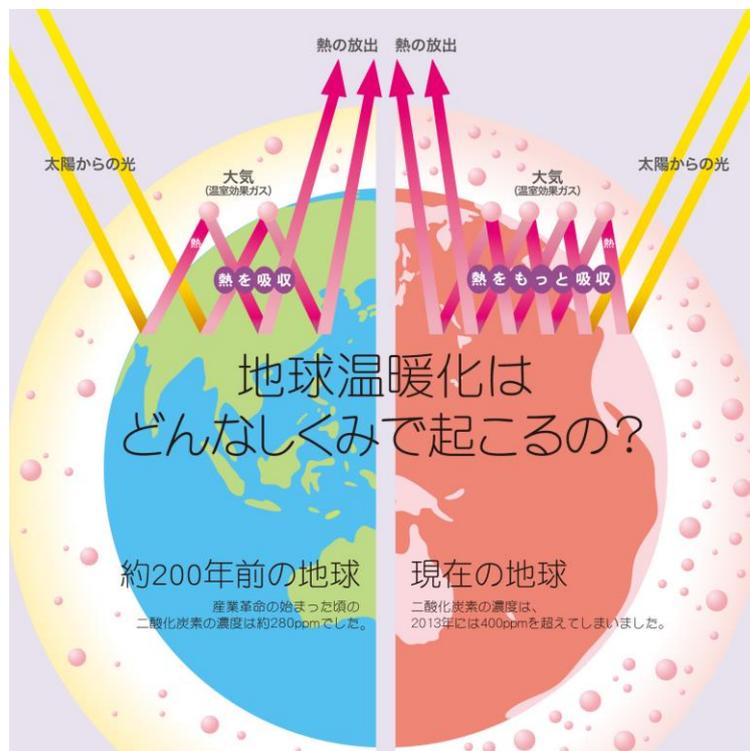


図 1-1 地球温暖化のメカニズム

出典：温室効果ガスインベントリオフィス
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<https://www.jccca.org/>) より

¹ 温室効果をもたらす大気中に拡散された気体のことです。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボン・パーフルオロカーボン・六ふっ化硫黄・三ふっ化窒素の7物質が温室効果ガスと定められました。

1.2 地球温暖化防止に関する国際動向

2015年（平成27年）のCOP21において、2020年（令和2年）以降の、法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定²」が採択されました。この「パリ協定」では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「長期目標の達成に向け、2023年以降5年ごとに世界全体の進捗を確認すること」等が規定されました。

また、2018年（平成30年）には、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）³が「1.5℃特別報告書」を公表しました。この報告書では、世界の平均気温は2030年（令和12年）から2052年（令和34年）までの間に産業革命前より1.5℃高くなる可能性が高く、1.5℃を超えないようにするためには、2050年（令和32年）前後に世界の二酸化炭素排出量を正味ゼロにする必要があると指摘しています。さらにIPCCは、2021年（令和3年）8月に公表した第6次評価報告書において「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と明記しています。

持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年（平成27年）の国連サミットで決定した、2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットからできており、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

17の目標の中には、「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」「13 気候変動に具体的な対策を」等環境に関する目標も含まれており、地球温暖化対策に取り組むことはSDGsの目標を達成することにもつながります。



出典：国際連合広報センター

² 2020年以降の気候変動対策に関する国際的な枠組を定めた協定です。2015年12月にフランス・パリで開催されたCOP21（国際気候変動枠組条約第21回締約国会議）において採択されました。

³ 国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）によって1988年11月に設置された、各国の研究者が政府の資格で参加して地球温暖化問題について議論を行なう公式の場です。地球温暖化に関する最新の自然科学的及び社会科学的知見をまとめ、地球温暖化対策に科学的基礎を与えることを目的としています。

1.3 地球温暖化防止に関する国内動向

政府は、2015年（平成27年）の「パリ協定」を踏まえ、2016年（平成28年）5月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。この計画では、中期目標として2013年度（平成25年度）比で2030年度（令和12年度）の温室効果ガス排出量を26%削減すること、長期目標として2050年度（令和32年度）には80%削減することが定められました。

2020年（令和2年）10月には、菅前内閣総理大臣が、「2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラル⁴、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言し、第204回国会で成立した地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）によりこの目標を法定化しました。2021年（令和3年）10月には「地球温暖化対策計画」を改定し、2050年（令和32年）温室効果ガス実質ゼロ目標や、2030年度（令和12年度）に温室効果ガスを2013年（平成25年）から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく、と明記しています。

1.4 改定の背景

本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号、以下、「地球温暖化対策推進法」という。）に基づき、地球規模で求められている地球温暖化対策に貢献し、可児市の地域の状況に応じた地球温暖化対策を推進し、市内の温室効果ガスを削減するため2010年（平成22年）6月に「可児市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「前計画」という。）を策定しました。

前計画を基に温室効果ガスの削減に向けて取り組みを進めてきましたが、地球温暖化はさらに進み、記録的豪雨や大型台風等自然災害による被害が増加する等、その影響は顕著になってきています。

2020年（令和2年）10月の、菅内閣総理大臣（当時）の2050年（令和32年）カーボンニュートラル宣言により、脱炭素社会実現に向けた取り組みが加速しており、市民、事業者、行政が一体となって脱炭素社会への取り組みをさらに進めていく必要があります。これらの状況を踏まえ、前計画を見直しました。

⁴ 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

2. 基本的事項

2.1 法的根拠

この計画は、わが国の地球温暖化対策の基本的な方針を定める地球温暖化対策推進法第 21 条第 4 項に規定される「地方公共団体実行計画（区域施策編）」に位置付けるものです。

2.2 目標年度

削減目標の基準年を2013年度とし、目標年度を以下のとおり設定します。

なお、施策の取組み状況、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて施策の内容や目標の見直しを行っていきます。

表 1-1 目標年度

	削減目標年度	削減目標の基準年
中期	2030 年度	2013 年度
長期	2050 年度	

※環境省のマニュアル等に基づき、国の地球温暖化対策計画の基準年と同じ 2013 年度で設定。

2.3 計画の対象とする温室効果ガス

本計画では、エネルギー起源 CO₂、廃棄物、農業の 3 分野を対象とします。温室効果ガスの種類としては、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O) を対象とします。

表 1-2 計画の対象

分野	ガス	部門等
エネルギー起源 CO ₂	CO ₂	産業、家庭、業務、運輸
廃棄物	CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O	焼却、排水処理、し尿処理
農業	CH ₄ 、N ₂ O	水田、家畜飼養、家畜排泄物、肥料

なお、温室効果ガスは、同じ量であっても種類が異なれば温室効果の影響度が異なるため、「地球温暖化係数」を用いて同等の温室効果を持つ二酸化炭素の量に換算し、二酸化炭素換算トン (t-CO₂) として表記します。

「地球温暖化係数」とは、二酸化炭素の地球温暖化への影響を 1 とした場合の他の温室効果ガスの影響の大きさを表したものです。二酸化炭素 (CO₂) = 1、メタン (CH₄) = 25、一酸化二窒素 (N₂O) = 298 (地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第 4 条による)

第2章 温室効果ガス排出量の現況推計

エネルギー起源 CO₂（産業、家庭、業務、運輸の4部門）、廃棄物、農業の3つの分野について、可見市内で排出される温室効果ガス排出量を推計しました。

1. 温室効果ガス排出量の推移

可見市における2018年度（平成30年度）の温室効果ガスの総排出量は、84.7万t-CO₂であり、前計画の基準年（1990年度（平成2年度））の総排出量から16.9万t-CO₂（25.0%）増加しています。2013年度（平成25年度）からは9.1万t-CO₂（9.7%）減少しています。

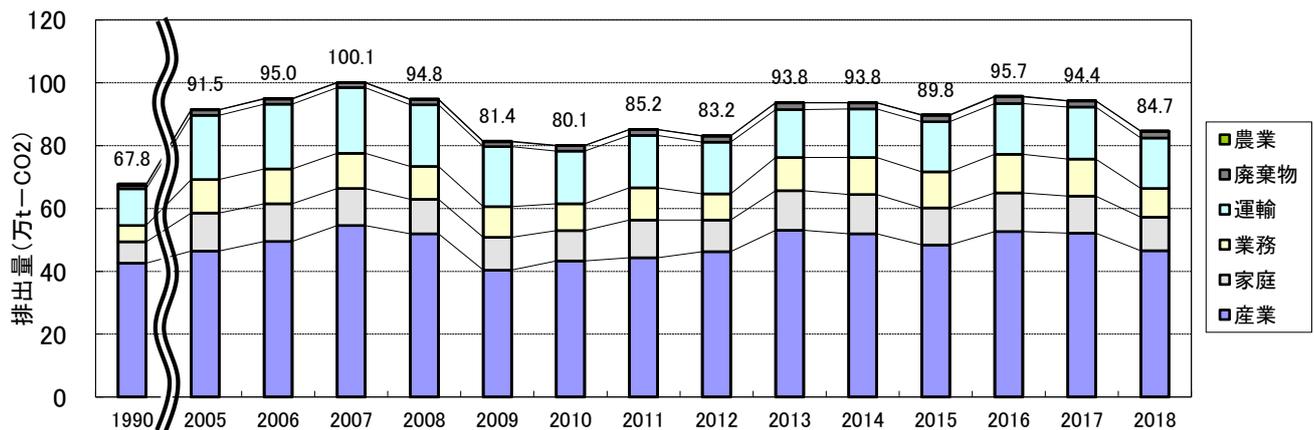


図2-1 温室効果ガス排出量の推移

温室効果ガスの内訳は、産業部門が最も多く、2018年度（平成30年度）において54.9%を占めています。次いで運輸部門が19.0%、家庭部門が12.6%、業務部門が10.9%で、以上がエネルギー起源CO₂で総排出量の97.4%を占めています。残りは廃棄物部門の2.4%、農業部門が0.2%を占めています。

経年的には、運輸部門の割合が増加しました。家庭部門及び業務部門も増加傾向にありましたが、2016年度（平成28年度）ごろから減少しています。

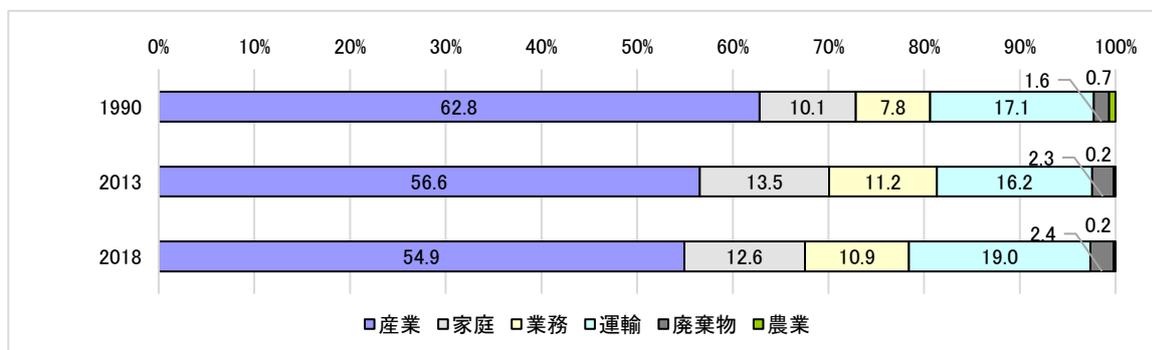


図2-2 温室効果ガス排出量の内訳

部門別排出量の増減率は、2013年度（平成25年度）比で運輸部門5.5%、次いで農業部門1.8%の増加に留まり、家庭部門は15.7%、業務部門は12.6%、産業部門は12.3%、廃棄物部門は3.4%減少しています。

一方、2013年度（平成25年度）比で排出量を見ると、運輸部門は0.8万t-CO₂、農業部門は0.003万t-CO₂増加しています。一方、産業部門は6.5万t-CO₂、家庭部門は2.0万t-CO₂、業務部門は1.3万t-CO₂、廃棄物部門は0.1万t-CO₂減少しています。

部 門	2013～2018年度の増加量（増減率）
産 業	-6.5万t-CO ₂ （-12.3%）
家 庭	-2.0万t-CO ₂ （-15.7%）
業 務	-1.3万t-CO ₂ （-12.6%）
運 輸	+0.8万t-CO ₂ （+5.5%）
廃棄物	-0.1万t-CO ₂ （-3.4%）
農 業	+0.0万t-CO ₂ （+1.8%）
合 計	-8.0万t-CO ₂ （-8.6%）

※端数の不一致は四捨五入による。

表 2-1 部門別排出量の増減

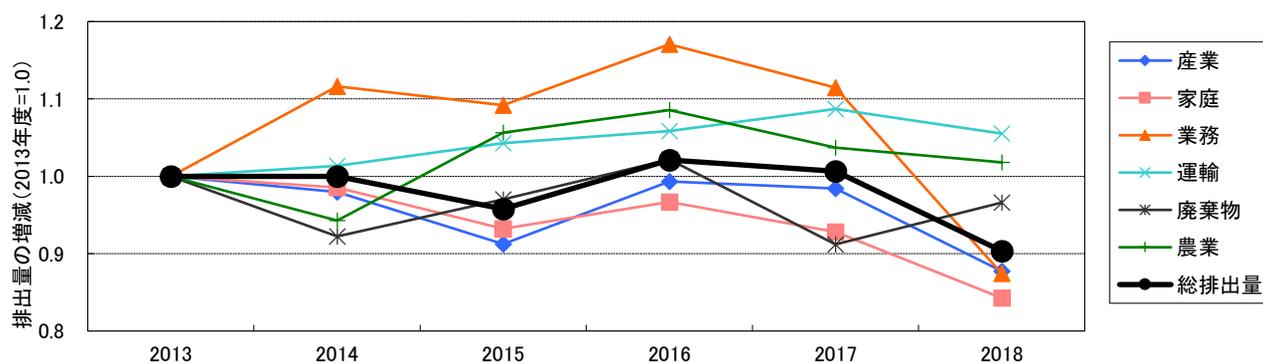


図 2-3 部門別排出量の増減

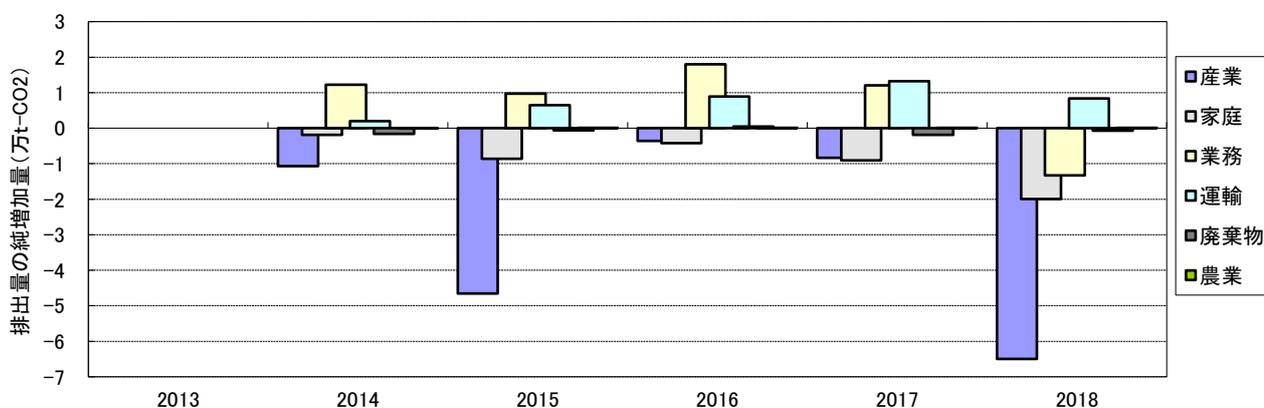


図 2-4 部門別排出量の純増加量

2. 排出量増減の要因

(1) 産業部門（エネルギー起源 CO₂分野）

産業部門の2018年度（平成30年度）の排出量は46.5万t-CO₂で、近年は変動しながらも減少傾向にあります。製造品出荷額は増加していますが、排出量は減少傾向にあるため、製造品出荷額当たりの排出量が減少しています（図2-6）。また、石炭や石油ガス、天然ガスの排出量が減少し、都市ガス、熱等の排出量が増加していることから、事業所が温室効果ガスの排出量が少ない燃料に切り替えていることが考えられます（表2-2）。

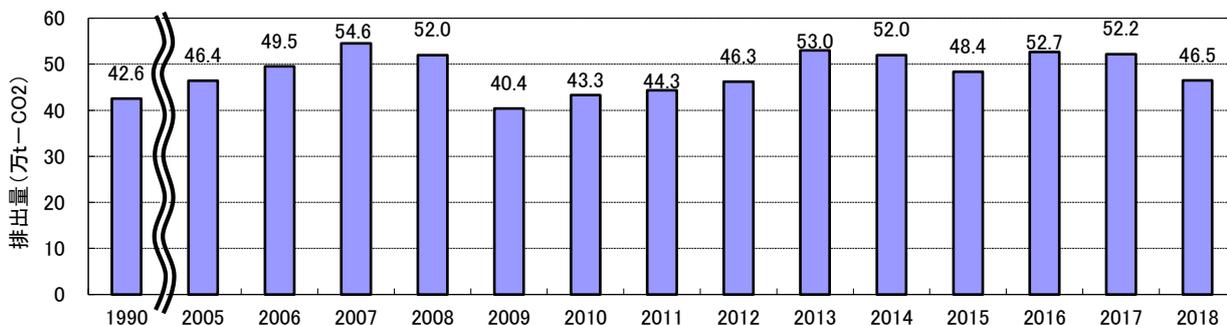


図2-5 産業部門の排出量の推移

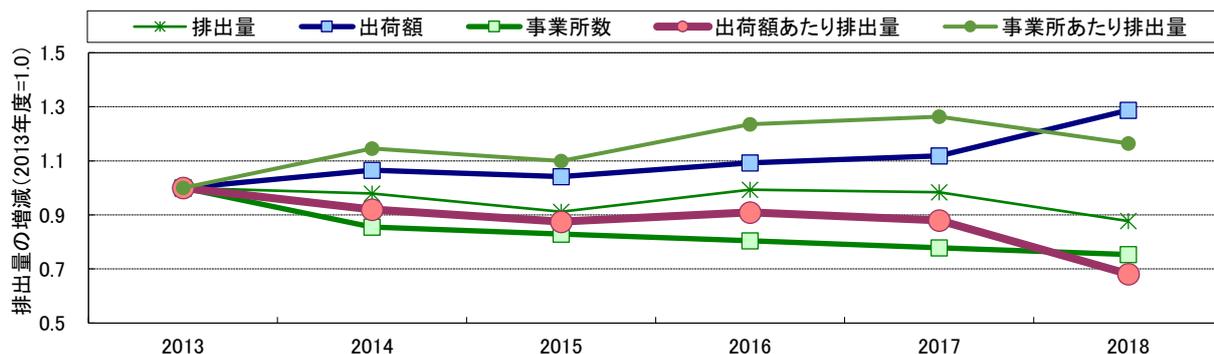


図2-6 産業部門の排出量と関連要素の増減

	2013年度 (基準年)	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2013年度比 2018年度増減率
石炭	45,940	45,969	39,206	39,746	41,013	19,961	-57%
石炭製品	11,009	11,575	9,292	8,786	8,729	8,237	-25%
原油	0	0	0	0	0	8	-
軽質油製品	18,656	22,272	20,859	18,612	18,312	17,532	-6%
重質油製品	131,253	119,624	107,997	119,988	119,948	78,830	-40%
石油ガス	28,046	27,066	24,585	26,419	25,269	14,577	-48%
天然ガス	20,921	20,497	18,895	21,822	22,323	10,975	-48%
都市ガス	68,580	74,098	83,406	91,566	89,483	94,036	37%
電力	204,862	197,562	178,700	199,079	196,164	215,657	5%
熱	1,015	918	768	706	667	5,448	437%
合計	530,283	519,581	483,708	526,724	521,909	465,262	-12%

表2-2 燃料別排出量の推移

(t-CO₂)

(2) 家庭部門（エネルギー起源 CO₂分野）

家庭部門の 2018 年度（平成 30 年度）の排出量は 10.7 万 t-CO₂ で、ここ数年は減少傾向にあります。世帯数は増加していますが、部門全体の排出量、世帯当たりの排出量及び一人当たりの排出量は減少しています（図 2-8）。要因としては、電力の排出量が減少してきたことが考えられます（表 2-3）。

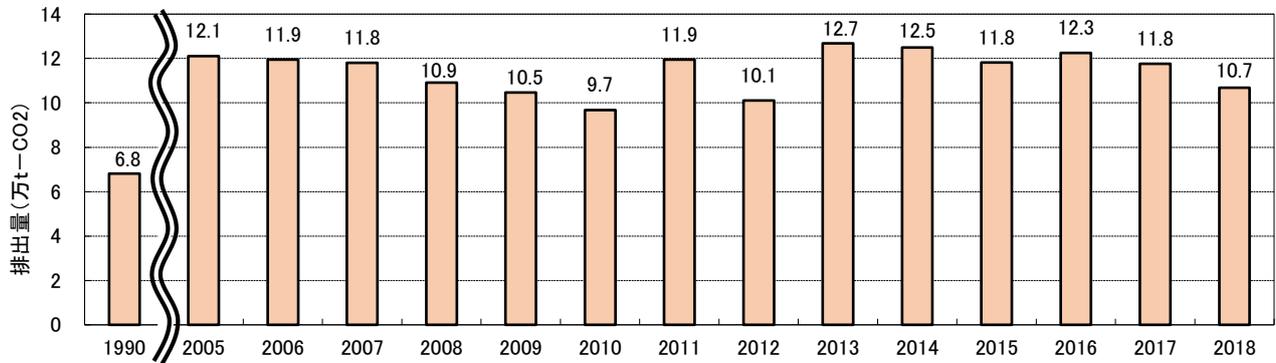


図 2-7 家庭部門の排出量の推移

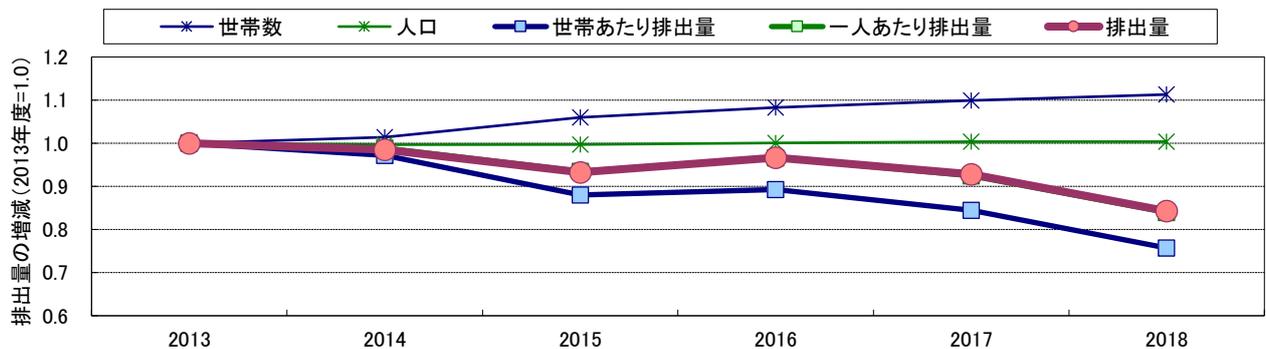


図 2-8 家庭部門の排出量と関連要素の増減

※一人あたり排出量と排出量は同じ増減をしており、グラフが重なっています。

	2013 年度 (基準年)	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2013 年度比 2018 年度増加率
灯油	11,716	12,546	11,870	12,506	12,560	12,007	2.5%
LP ガス	10,036	14,177	11,750	17,111	10,882	10,021	-0.2%
都市ガス	374	378	363	380	380	379	1.3%
電力	104,630	97,786	94,188	92,580	93,826	84,409	-19.3%
合計	126,756	124,888	118,171	122,577	117,648	106,815	-15.7%

(t-CO₂)

表 2-3 燃料別排出量の推移

(3) 業務部門（エネルギー起源 CO₂分野）

業務部門の2018年度（平成30年度）の排出量は9.2万t-CO₂で、ここ数年は減少傾向にあります。2013年度（平成25年度）から見ると従業員数は増加していますが、全体の排出量は減少しています（図2-10）。要因としては、灯油やLPガスの使用量が減少したことが考えられます（表2-4）。

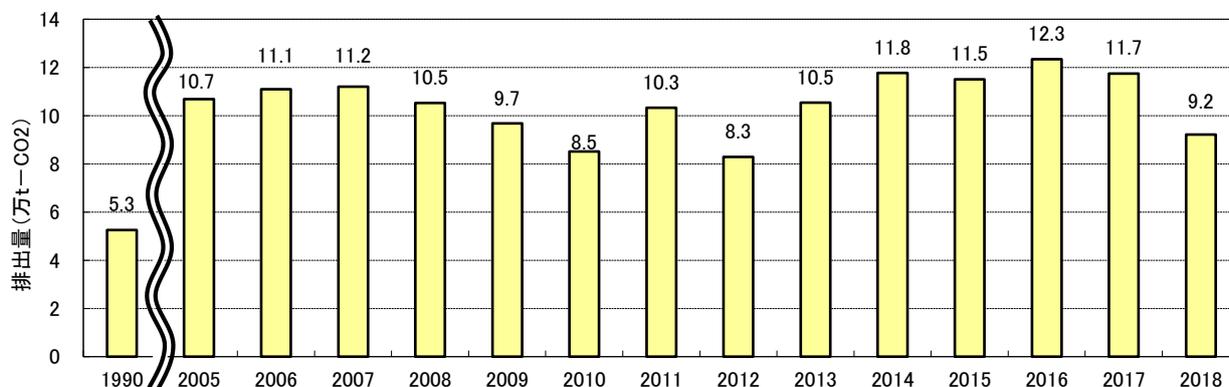


図2-9 業務部門の排出量の推移

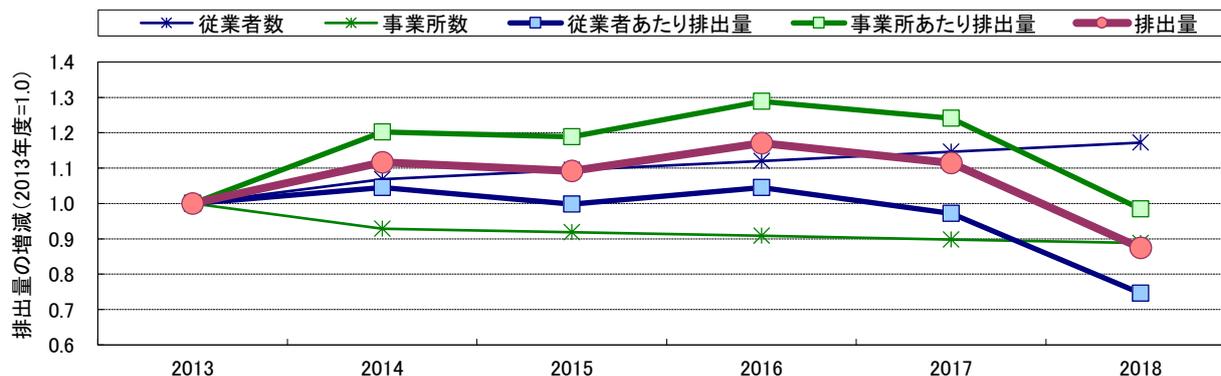


図2-10 業務部門の排出量と関連要素の増減

	2013年度 (基準年)	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2013年度比 2018年度増加率
A重油	7,160	7,144	8,396	8,125	7,090	3,412	-52.3%
灯油	8,654	9,387	8,911	9,317	7,928	3,455	-60.1%
LPガス	3,250	3,665	2,063	2,018	927	1,225	-62.3%
都市ガス	1,505	1,496	1,508	1,598	1,665	1,721	14.3%
電力	84,855	95,992	94,232	102,357	99,885	82,356	-2.9%
合計	105,424	117,684	115,109	123,415	117,495	92,169	-12.6%

(t-CO₂)

表2-4 燃料別排出量の推移

(4) 運輸部門（エネルギー起源 CO₂分野）

運輸部門の 2018 年度（平成 30 年度）の排出量は 16.1 万 t-CO₂ で、近年は横ばいとなっています。

自動車台数に大きな変動はありませんが、全体の排出量が緩やかに上昇しています。自家用の普通車及び乗用車の軽油の排出量が増加したことが一因として考えられます（表 2-5）。

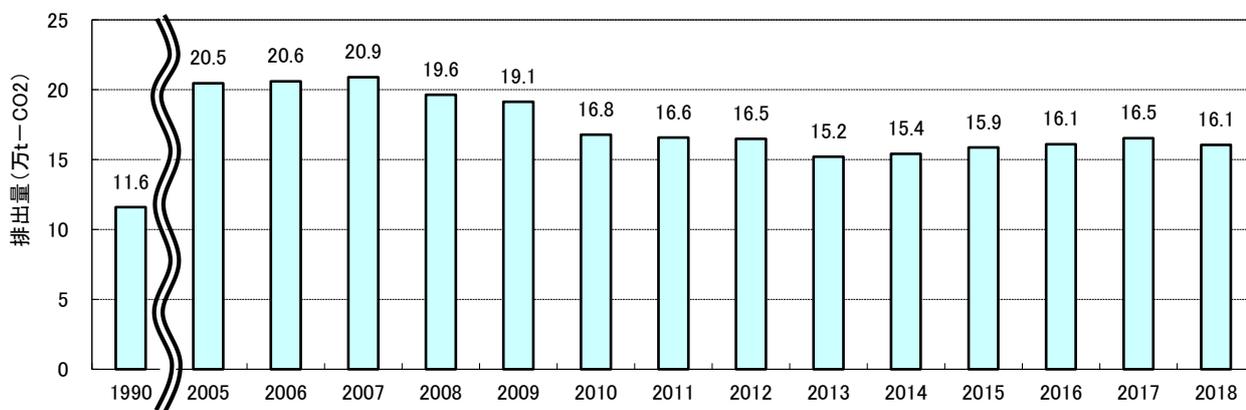


図 2-11 運輸部門の排出量の推移

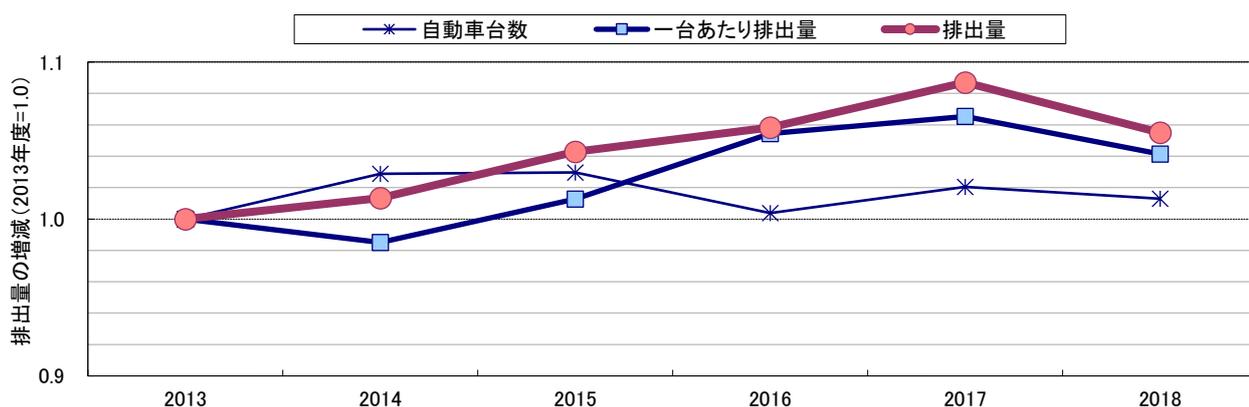


図 2-12 運輸部門の排出量と関連要素の増減

			2013年度 (基準年)	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2013年度比 2018年度 増加率		
貨物	営業用	普通車	ガソリン	9	9	10	11	12	13	46%	
			軽油	20,799	20,927	21,834	23,635	24,987	26,036	25%	
		小型車	ガソリン	39	49	23	43	41	40	3%	
			軽油	99	114	57	96	96	90	-9%	
	自家用	普通車	ガソリン	149	375	397	401	368	354	138%	
			軽油	2,635	7,260	7,349	7,674	7,220	7,516	185%	
		小型車	ガソリン	4,308	4,409	4,467	4,016	5,124	3,872	-10%	
			軽油	4,236	4,144	4,043	3,787	4,680	3,631	-14%	
	旅客	営業用	バス	軽油	1,602	1,517	1,420	1,407	1,362	1,442	-10%
			乗用車	ガソリン	27	39	43	42	52	46	73%
軽油				6	7	6	4	4	2	-62%	
LPG				671	759	709	625	648	503	-25%	
自家用		乗用車	ガソリン	76,173	70,936	72,990	73,017	71,324	68,378	-10%	
			軽油	2,813	3,077	3,649	4,454	5,268	6,983	148%	
軽自動車		ガソリン	38,610	40,577	41,681	41,842	44,227	41,633	8%		
合計			152,175	154,200	158,678	161,054	165,413	160,540	5%		

表2-5 燃料別排出量の推移

(5) 廃棄物分野

廃棄物部門の2018年度（平成30年度）の排出量は2.1万t-CO₂で、近年は変動しながらやや増加傾向にあります。

要因として、し尿処理の排出量は基準年と比べて大幅に減少しましたが、ごみの焼却が全体の排出量の9割以上を占め、例年増減を繰り返していることが考えられます（表2-6）。



図 2-13 廃棄物部門の排出量の推移

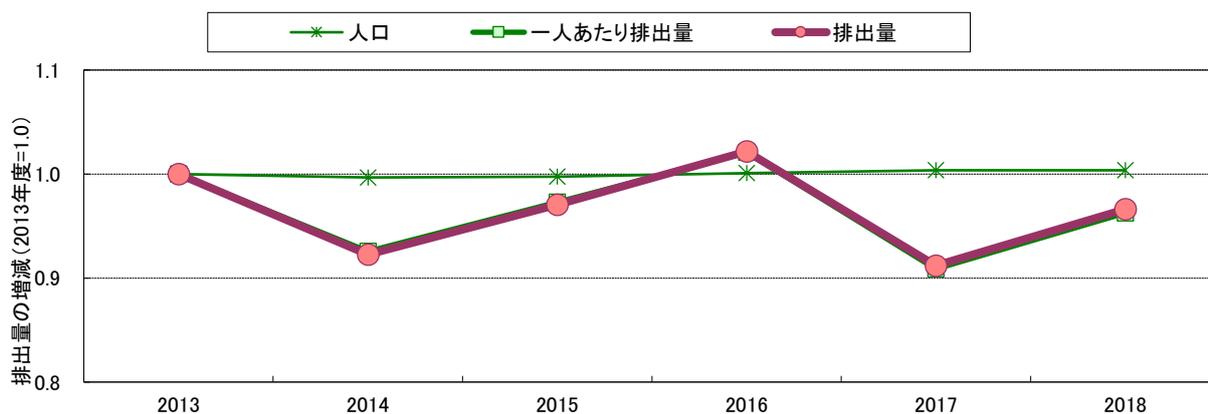


図 2-14 廃棄物部門の排出量と関連要素の増減

※一人あたり排出量と排出量は同じ増減をしており、グラフが重なっています。

	2013年度 (基準年)	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2013年度比 2018年度増加率
ごみの焼却	20,836	19,267	20,454	21,553	19,217	20,363	-2.3%
下水処理	29	24	26	25	26	25	-12.7%
し尿処理	407	331	161	154	157	161	-60.5%
合計	21,271	19,622	20,641	21,733	19,399	20,549	-3.4%

(t-CO₂)

表 2-6 廃棄物別排出量の推移

(6) 農業分野

農業部門の2018年度(平成30年度)の排出量は0.17万t-CO₂で、近年は横這いとなっていますが、前計画の基準年(1990年度(平成2年度))の総排出量0.45万t-CO₂からは0.28万t-CO₂(62.2%)減少しています。特に家畜飼養と家畜排泄については0に近い数値にまで減少しています(表2-7)。



図2-15 農業部門の排出量の推移

	2013年度 (基準年)	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2013年度比 2018年度増加率
水田	1,562	1,465	1,660	1,716	1,644	1,616	3.4%
家畜飼養	7	11	8	5	2	0	-100.0%
家畜排泄	5	8	5	3	1	0	-93.6%
肥料	54	51	47	44	42	42	-22.1%
合計	1,628	1,535	1,720	1,768	1,689	1,658	1.8%

(t-CO₂)

表2-7 農業別排出量の推移

第3章 前計画の取組み状況

1. 再生可能エネルギーの利用促進

2009年度（平成21年度）までに導入した7施設に加え、新たに11施設に合計約256kWhの太陽光発電設備を導入し、うち7施設には蓄電池も設置しました。また、平成24年度（2012年度）から2018年度（平成30年度）まで募集した「新たなエネルギー社会づくり事業」にて提案のあった屋根貸しによる太陽光発電設備の設置について、小中学校10校の屋根に約498kWhの導入を行いました。

これらの施策により、温室効果ガスの削減に加え、災害時の独立エネルギー源の確保という相乗効果（コベネフィット）が得られました。

また、「新たなエネルギー社会づくり事業」にて提案のあった、廃棄物系バイオマス⁵利用による発電についても検討を行いました。これらの提案や2013年度（平成25年度）に実施した再生可能エネルギーの賦存量調査の結果も踏まえて、同年度に、官民協働による再生可能エネルギーの利活用を図る「可児市再生可能エネルギー戦略」を策定しました。



太陽光発電（土田小学校（屋根貸し））



太陽光発電（広見地区センター）

2. 地域環境の整備及び改善

名鉄広見線の維持のため、名鉄広見線活性化協議会による運賃補助事業やイベントを行い、2020年度（令和2年度）は、年間70万8千人の利用がありました。また、路線バスやコミュニティバスについても、可児市地域公共交通協議会を組織し、運賃割引制度の実施や新規路線の運行等の運行サービスの向上を行うことにより、利用促進を図りました。

鉄道やバスは自動車に比べ温室効果ガスの排出が少ない乗り物であるため、これらの事業により、温室効果ガスの削減と市民の生活に必要な地域公共交通の確保という相乗効果が得られました。

また、都市緑化の推進として、新たに可児市運動公園を整備し緑地の整備を行ったことに加え、18地区と緑地管理協定を結び、市民参加による既存の緑地の保全を行いました。市道64号線に植栽帯を約270m設け緑化木を植栽する等、道路の緑化も実施しました。

さらに、「緑の募金」の交付金を活用した緑化推進事業や、各種イベント等を通じて、年間平均676本の緑化木を市民や各種団体へ配布し、緑化支援・意識啓発を行いました。

⁵ 再生可能エネルギーの一つで、動植物由来の再利用可能な有機性の資源（化石燃料を除く）をいいます。



コミュニティバス 「さつきバス」



緑化推進事業

3. 循環型社会の形成

2020年度（令和2年度）のごみの総排出量は33,977tで、目標（33,125t）にはわずかに及びませんでした。新たに羽毛布団のリサイクルや、パソコンの無料回収を行う業者との協定の締結を行う等ごみの減量化に取り組みました。また、家庭への廃棄物処理機器の導入のため、2020年（令和2年）は生ごみ処理機器の設置補助56件、枝葉粉碎機の設置補助40件を実施し、家庭のごみの排出量削減を支援しました。

さらに、資源を有効活用し、リサイクル率を向上させるため、常設リサイクルステーションのエコドームの運営、29件の集団資源回収団体に対する助成金の交付等の事業を実施しました。

また、2008年（平成20年）6月に市内事業者12社と市民代表として自治連絡協議会、岐阜県を含めた4者で「可児市レジ袋大幅削減（有料化）の取組みに関する協定」を締結しました（さらに2018年（平成30年）に1社追加で計13社）。2020年（令和2年）7月のレジ袋有料化に向けて、先行して各事業者がレジ袋有料化に取り組み、レジ袋の削減を行いました。



エコドーム



レジ袋大幅削減（有料化）の取組みに関する協定

4. 事業者・市民の活動促進

電力使用量や二酸化炭素排出量を可視化することのできるエコワットの市民への貸し出しや、省エネナビを用いたモニター制度の実施により、家庭での省エネ活動の促進を行いました。また、太陽光発電による公共施設での発電量を基に、毎月ホームページ上で家庭での予測発電量を公表し、設置効果をPRするとともに、6月の環境月間に市庁舎及び各地区センターで地球温暖化に関する展示を行い、市民への啓発を行いました。

小中学校への講師派遣については、年間約8回の環境問題等に関する講義を行い、それに対する身近な取り組みの普及啓発を行いました。



環境月間の展示



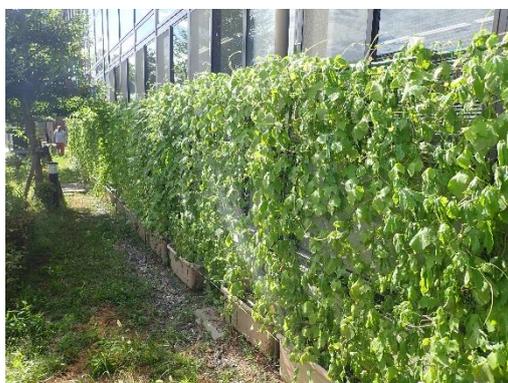
小中学校への講師派遣

5. 行政の率先行動

建築物の省エネ性能向上の取り組みとして、市内の小中学校16校に対してデマンド監視システムを導入し、使用電力量の監視、削減を行いました。また、公共施設でのグリーンカーテンの設置や、市庁舎や小中学校等15施設への遮熱ガラスフィルムの設置により、室内温度の上昇を抑え、冷暖房の省エネ化を図りました。さらに、市役所庁舎東館前の駐車場に遮熱塗装を実施し、ヒートアイランド現象の緩和を行いました。

機器の省エネ性能向上の取り組みとしては、市内の小中学校や地区センターのうち12施設の体育館照明に1,043基、1施設の職員室・教室照明に800基の省エネ型照明器具の導入を行いました。市役所庁舎においては、照明のLED化を行ったほか、階段の照明を人感センサー付き照明に切り替える等、電力使用量の削減を行いました。また、文化創造センターや市役所庁舎、小中学校の計18施設に省エネ型空調機器を導入し、機器の省エネ化を行いました。

交通における温室効果ガス排出量削減の取り組みについては、燃費の改善により温室効果ガスを削減できるハイブリッドカー8台を公用車として導入し、年間8,584kg-CO₂の削減に繋がりました。また、毎月第3週の1週間をNo Car週間とし、職員に徒歩、自転車、公共交通機関、乗り合わせでの通勤を促し、年間平均13t-CO₂を削減しました。



庁舎でのグリーンカーテン設置の様子



公用車として導入したハイブリッドカー

<前計画の実績>

取り組み分野	事業目標	達成率	2020年度までの実績
再生可能エネルギーの利用促進	公共施設等に、合計 200kWh の太陽光発電設備の導入	128.0%	公共施設 18 施設に合計約 256kWh の太陽光発電設備を導入
地域環境の整備及び改善	名鉄広見線年間利用者数平均：324千人	258.0%	名鉄広見線年間利用者数平均：837千人
	公園 2 箇所の緑化	50.0%	公園 1 箇所を整備
	道路延長 390m に街路樹の植栽	69.2%	市道 64 号線両側約 270m に植栽 (2020 年度)
	公立保育園 4 園の運動場芝生化	100%	公立保育園 4 園の運動場芝生化 (2008 年度)
	年間 2,000 本の緑化木等の配布	33.8%	年間平均 676 本の緑化木を配布 (2018～2020 年度)
循環型社会の形成	ごみ総排出量を 33,125t に削減	97.5%	ごみ総排出量 33,977t (2020 年度)
	リサイクル率 27.0%	60.9%	リサイクル率 16.43%
	生ごみ処理機の設置補助件数 年間 70 件	80.0%	年間 56 件の補助を実施 (2020 年度)
	枝葉粉碎機の設置補助件数 年間 15 件	256.7%	年間 40 件の補助を実施 (2020 年度)
事業者・市民の活動促進	小中学校・自治会への講師派遣 年間派遣回数 10 件	80.0%	小学校、自治会等へ 8 回の派遣 (2020 年度)
	年 2 回の再生可能エネルギー機器の稼働状況の公表	600.0%	年 12 回ホームページにて公表 (2020 年度)
行政の率先行動	小中学校 16 校へデマンド監視システムの導入	100.0%	小中学校 16 校へ導入
	30 施設で壁面・屋上の緑化	20.0%	6 施設にグリーンカーテンによる緑化を実施 (2020 年度)
	14 施設で遮熱塗装の実施	7.1%	庁舎東館前駐車場に遮熱塗装を実施 (2008 年度)
	15 施設で遮熱ガラスフィルムの設置	100.0%	市庁舎及び小中学校等 15 施設において、遮熱ガラスフィルムを設置 (2010 年度)
	小中学校で省エネ器具の導入 体育館照明：5 校 (148 基) 職員室・教室照明：16 校 (306 基)	233.9%	体育館照明：12 校 (1,043 基) 職員室・教室照明：1 校 (800 基) を導入 (～2020 年度)
	7 施設で省エネ型空調機器・高効率給湯器の導入	257.1%	公共施設や小中学校等 18 施設に省エネ型空調機器を導入
	電気自動車 3 台、ハイブリッドカー 10 台の導入	61.5%	ハイブリッドカー 8 台の導入

第4章 温室効果ガス排出量の削減目標

1. 中期目標（2030年度）

国は、2020年（令和2年）10月に、「2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言しました。これを踏まえ、2021年（令和3年）10月に「地球温暖化対策計画」を改定し、2030年度（令和12年度）の削減目標を26%削減から46%削減へと大幅に引き上げました。また、県は2030年度（令和12年度）の削減目標を33%減とし、2050年（令和32年）までに「脱炭素社会ぎふ」の実現を目指すとしています。

国や県の意欲的な削減目標を踏まえ、本市として国、県の将来像に貢献していくため、温室効果ガス排出量を2030年度（令和12年度）までに2013年度（平成25年度）比で46%削減することを中期目標とします。2030年度46%削減目標の実現は、国も決して容易なものではないと言っています。施策を着実に実行していくとともに、温室効果ガスの削減につながる新たな施策も積極的に取り入れ、国、県とはもちろんのこと、市民、事業者、他自治体等とも連携して取り組んでいきます。

～ 中期目標 ～
2030年度における温室効果ガス排出量を
2013年度比 **46%削減**

中期目標達成のための各部門の可児市の排出量削減目標

温室効果ガス	2013年度排出量 基準年度 (万 t-CO ₂)	2030年度	
		削減目標	目標排出量 (万 t-CO ₂)
産業部門	53.0	▲40%	31.8
業務部門	10.5	▲70%	3.2
家庭部門	12.7	▲66%	4.3
運輸部門	15.2	▲35%	9.9
計	91.4		49.1
廃棄物分野	2.1	▲35%	1.5
農業分野	0.16		
合計	93.8	▲46%	50.6

※端数処理のため合計と合わない場合があります。

エネルギー起源CO₂4部門を国や県の削減目標を参考に設定しました。2030年度目標排出量は49.1万 t-CO₂となります。総排出量目標の50.6万 t-CO₂から、廃棄物分野、農業分野の排出量目標を算出すると1.5万 t-CO₂となりますので両分野合わせての削減目標は35%としました。

2. 目指すべき姿（2050年）

国や県が目指す2050年（令和32年）までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルや、脱炭素社会の実現に向けた世界の潮流を踏まえ、本市においても温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目標とします。今後の法改正等を注視し、新たな技術革新を取り入れ、更なる削減策の導入を検討し、取り組んでいきます。

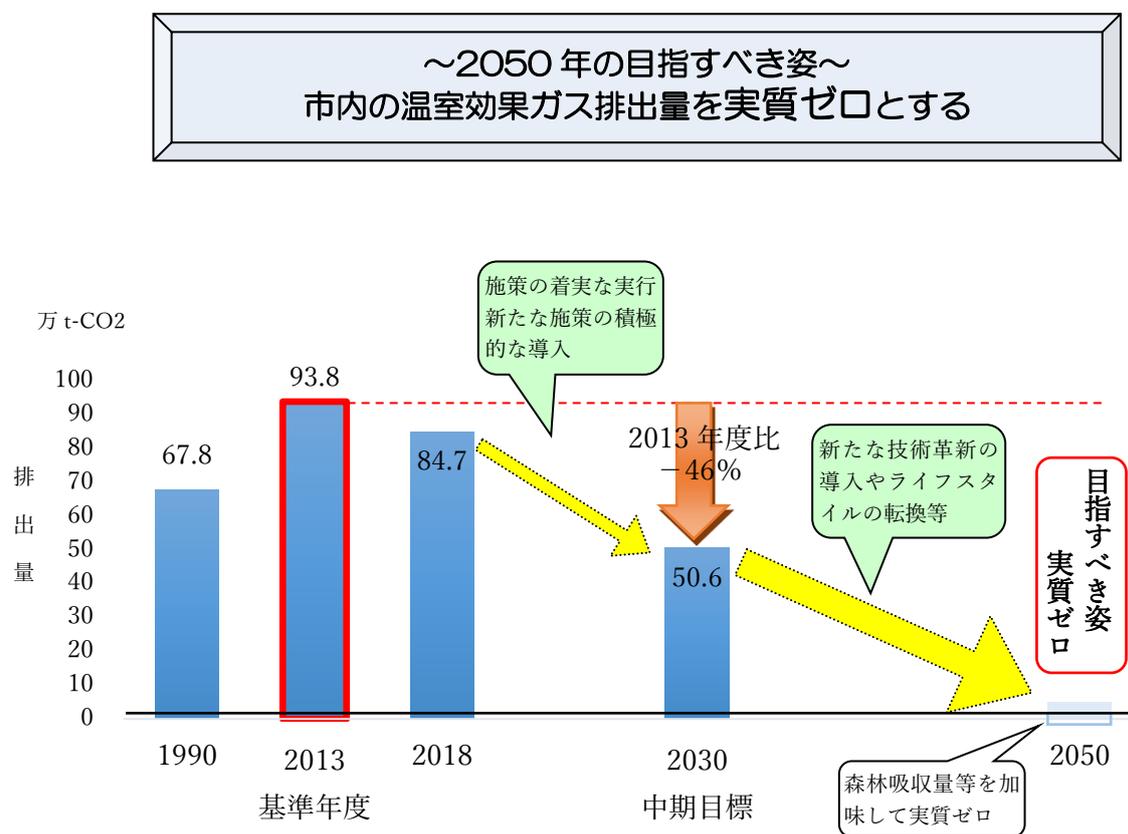


図 4-1 削減目標のイメージ

※2016年（平成28年）に温室効果ガス排出量の算定に使用する「都道府県別エネルギー消費統計」が1990年度（平成2年度）にさかのぼって数値が改められたため、前計画の数値とは異なります。

第5章 温室効果ガス排出削減等に関する施策

第5章では、温室効果ガス排出削減等に関する施策を、行政の取組み、事業者の取組み、市民の取組みに分けて記載しています。

「行政の取組み」では、率先した取組み、事業者・市民の取組み支援といった視点から、市が行政機関として実施すべき施策をまとめています。

一方、温室効果ガスはわたしたちの日常生活や事業活動のあらゆる場面で排出されており、地球温暖化対策には全ての事業者及び市民が取り組まなければなりません。「事業者の取組み」「市民の取組み」では、事業者の皆様や市民の皆様に取り組んでいただきたい地球温暖化対策の例を、市の支援施策と関連付けてまとめています。

1. 行政の取組み

本計画では、「再生可能エネルギーの利用促進」「地域環境の整備及び改善」「循環型社会の形成」「事業者・市民の活動促進」「行政の率先行動」の5つの取組み分野のもと、各主体が参加・協働して総合的に地球温暖化対策に取り組んでいきます。

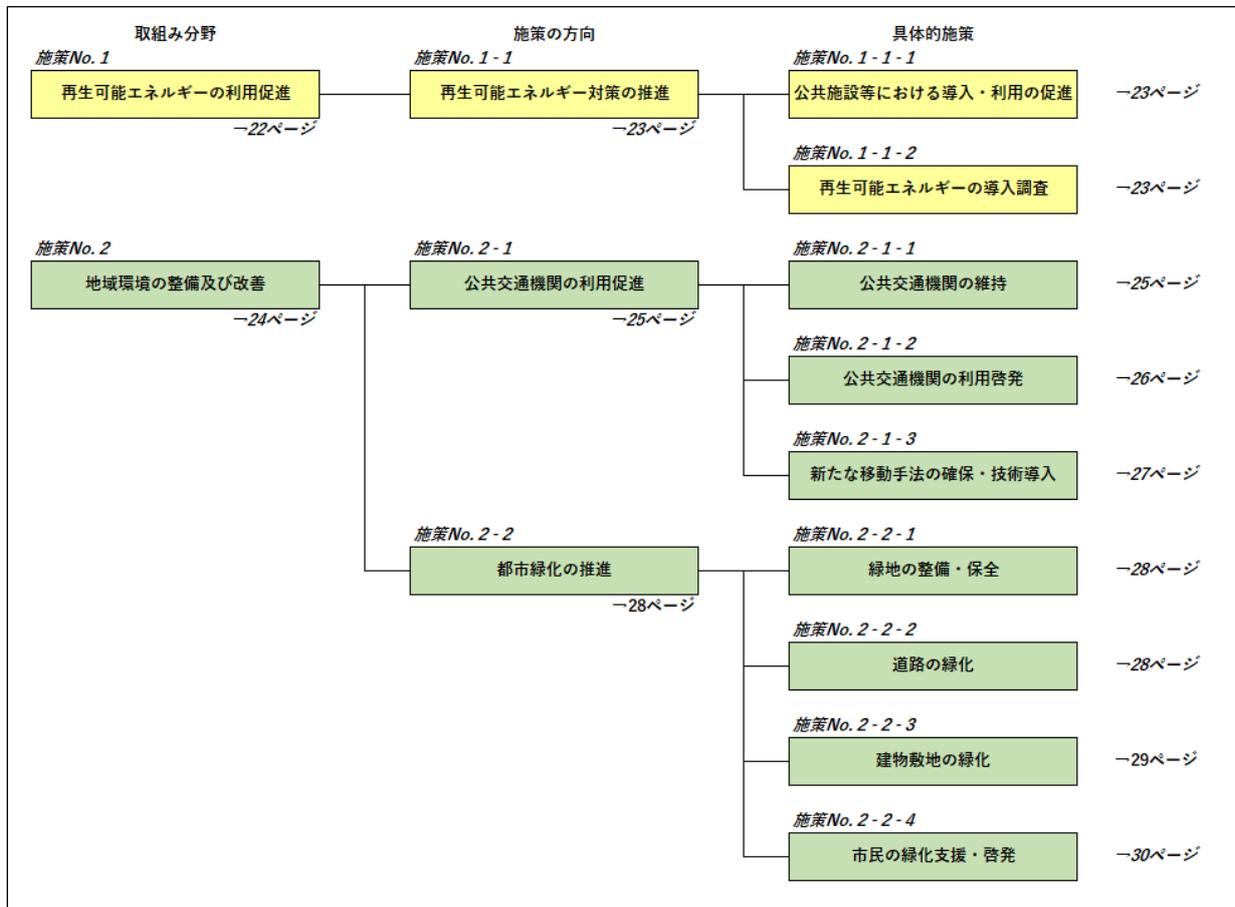


図 5-1 施策の体系 (1/2)

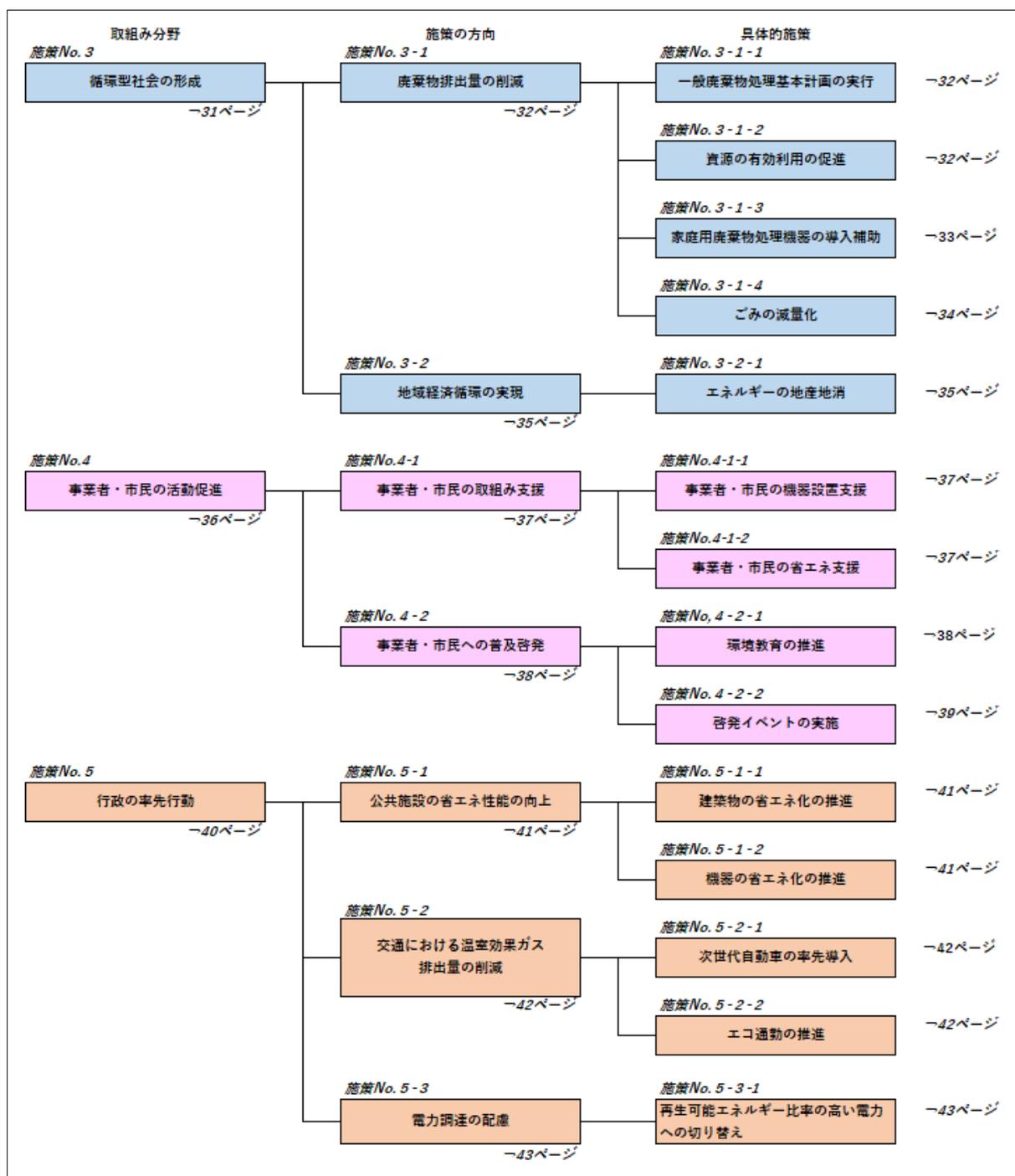


図5-1 施策の体系 (2/2)

1.1 再生可能エネルギーの利用促進

(1)基本方針

再生可能エネルギーとは、太陽光、風力、バイオマス、地熱、水力等の、絶えず補充される自然のプロセスに由来するエネルギーのことを指します。再生可能エネルギーは、エネルギー源の多様化と分散化を促し、化石エネルギーの消費を減らすことにより、地球温暖化対策に大きく貢献します。

再生可能エネルギーは地域の自然条件に大きく左右されるエネルギーであり、その利用を促進するには地域の特性に応じた適切な取組みが必要とされます。市においては、市内の再生可能エネルギーの種類別の賦存量・利用可能量を把握し、積極的に取り組んでいきます。とりわけ、可児市で豊富に得られる太陽の光エネルギーを積極的に活用します。

(2)再生可能エネルギーの利用促進に係る施策一覧

施策の方向	具体的施策	実施事業	担当課
(No.1-1) 再生可能エネルギー対策の推進	(No.1-1-1) 公共施設等における導入・利用の促進	(No.1-1-1-1) 太陽光発電設備及び蓄電池の導入・利用の促進	環境課 施設の管理 担当課
	(No.1-1-2) 再生可能エネルギーの導入調査	(No.1-1-2-1) 再生可能エネルギーの利用	環境課

(3)各施策の内容

①再生可能エネルギー対策の推進

【No.1-1-1：公共施設等における導入・利用の促進】

実施主体： 可児市

実施内容： <No.1-1-1-1：太陽光発電設備及び蓄電池の導入・利用の促進>

地球温暖化対策の一環として、化石エネルギー消費量の削減を目的とした、公共施設における再生可能エネルギー利用を進めます。可児市においては、風力等のエネルギーに比べて太陽の光エネルギーが豊富に得られるため、公共施設への新たな太陽光発電設備及び蓄電池の導入を行います。また、2020年度（令和2年度）までに導入した太陽光発電設備及び蓄電池については、適切な維持・管理を行います。

実施スケジュール（：事業実施予定）

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
No.1-1-1-1 太陽光発電設備 及び蓄電池の導 入・利用の促進										

事業目標・評価方法

2020年度（令和2年度）までに、屋根貸しによる事業も含めて27施設（約754kWh）の太陽光発電設備及び蓄電池を導入していますが、公共施設への新たな太陽光発電設備及び蓄電池の導入を行います。

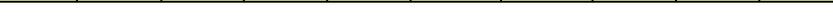
【No.1-1-2：再生可能エネルギーの導入調査】

実施主体： 可児市

実施内容： <No.1-1-2-1：再生可能エネルギーの利用>

可児市の地勢に合った再生可能エネルギーの利用について調査し、採用するエネルギー・資源エネルギーの回収方法・費用負担・産出エネルギーの使用方法等について検討し、導入を目指します。

実施スケジュール（  ：事業内容を検討 ：事業実施予定）

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
No.1-1-2-1 再生可能エネ ルギーの利用										

事業目標・評価方法

廃棄物系バイオマスエネルギー利用の検討をはじめ、可児市で利用できる再生可能エネルギーについて、導入を目指します。

1.2 地域環境の整備及び改善

(1)基本方針

地球温暖化対策は、機器の性能の向上等の単体対策だけでは不十分で、社会システムや都市・地域構造の転換が必要です。すなわち、「まちづくり」を進める上で脱炭素社会に対応していく必要があります。

本計画では、自動車による温室効果ガス排出量削減のため、自動車に比べ温室効果ガス排出量の少ない鉄道やバスなどの公共交通機関を維持するとともに、徒歩、自転車、公共交通機関などの利用啓発を図ります。また、公園の整備・緑化等の都市緑地の整備・保全や、屋上・壁面緑化等の施設緑化、街路樹の維持・管理等の緑化の推進を図ります。

(2)地域環境の整備及び改善に係る施策一覧

施策の方向	具体的施策	実施事業	担当課
(No.2-1) 公共交通機関の利用促進	(No.2-1-1) 公共交通機関の維持	(No.2-1-1-1) 名鉄広見線（新可児駅～御高駅）の維持	都市計画課
		(No.2-1-1-2) 路線バスの維持	
		(No.2-1-1-3) コミュニティバス「さつきバス」、「電話で予約バス」、「Kバス」の維持	
		(No.2-1-1-4) 鉄道廃止代替バス「YAOバス」の維持	
(No.2-1-2) 公共交通機関の利用啓発	(No.2-1-2-1) 公共交通機関等の活用によるまちづくり		
(No.2-1-3) 新たな移動手法の確保・技術導入			
(No.2-2) 都市緑地の推進	(No.2-2-1) 緑地の整備・保全	(No.2-2-1-1) 公園の整備・緑化	都市整備課
		(No.2-2-1-3) 市民参加による緑地の保全	
	(No.2-2-2) 道路の緑化	(No.2-2-2-1) 街路樹の維持・管理	管理用地課
	(No.2-2-3) 建物敷地の緑化	(No.2-2-3-1) 公共施設の緑化推進	環境課 施設の管理 担当課
		(No.2-2-3-2) 民有地緑化の補助	
		(No.2-2-3-3) 民有地緑化の推進	
	(No.2-2-4) 市民の緑化支援・啓発	(No.2-2-4-1) 各種団体への苗木支給	産業振興課
		(No.2-2-4-2) 各種団体への緑化補助	
		(No.2-2-4-3) グリーンカーテンの設置啓発	環境課
		(No.2-2-4-4) 花いっぱい運動の実施	都市整備課
(No.2-2-4-5) 緑化木の配布		環境課	

(3)各施策の内容

①公共交通機関の利用促進

【No.2-1-1：公共交通機関の維持】

実施主体：可児市、交通事業者、名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）活性化協議会、可児市地域公共交通協議会、市民、事業者

実施内容：

<No.2-1-1-1：名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）の維持>

名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）は地域住民にとって生活面で重要であることに加え、鉄道は自動車と比べ温室効果ガスの排出が少ない乗り物であることから、温室効果ガスの削減にもつながります。

可児市では、名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）活性化協議会、御嵩町、八百津町及び関係団体等とともに、路線の維持のための利用促進策を講じます。

<No.2-1-1-2：路線バスの維持>

バスは一度に多くの人を乗せることができ、自家用車に比べ温室効果ガスの排出が少ない乗り物であるため、路線の維持は温室効果ガスの削減にもつながります。

可児市地域公共交通協議会において協議し、運行に対する補助等の支援策を講じることにより路線維持に努め、低炭素型の市民の移動手段を確保します。

<No.2-1-1-3：コミュニティバス「さつきバス」、「電話で予約バス」、「Kバス」の維持>

可児市では、高齢者を中心とした交通弱者の日常生活の移動手段として定時定路線型のコミュニティバス「さつきバス」及び、「おでかけしよ Kar Kバス」を運行しています。今後も引き続き「さつきバス」、「Kバス」を運行することにより低炭素型の市民の移動手段を確保します。

また、効率的な運行が可能であるタクシー車両を使ったデマンド型⁶の「電話で予約バス」も運行し、利便性の向上と収支改善を図ります。

デマンド型を含めた運行方法については、経路や乗客数等に応じた効率的な運行方式を採用することにより、運行コストだけでなく温室効果ガス排出量の削減も見込まれます。

<No.2-1-1-4：鉄道廃止代替バス「YAOバス」の維持>

可児市では、八百津町、御嵩町とともに、名鉄八百津線の廃止に伴う鉄道廃止代替バス「YAOバス」を運行しています。引き続き「YAOバス」を運行することにより低炭素型の市民の移動手段を確保します。

⁶ 決められた時間に決められた停留所を巡回するのではなく、事前に利用者からの予約のあった停留所のみを運行する公共交通です。予約のある時のみ運行します。

実施スケジュール（ ：事業実施予定）

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
No.2-1-1-1 名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）の維持										
No.2-1-1-2 路線バスの維持										
No.2-1-1-3 コミュニティバス「さつきバス」、「電話で予約バス」、「Kバス」の維持										
No.2-1-1-4 鉄道廃止代替バス「YAOバス」の維持										

事業目標・評価方法等

年間利用者数を評価の指標とし、名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）・路線バス・さつきバス・Kバス・YAOバスの運行継続を目標とします。

【No.2-1-2：公共交通機関の利用啓発】

実施主体：可児市、名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）活性化協議会、可児市地域公共交通協議会、市民、事業者

実施内容：＜No.2-1-2-1：公共交通機関等の活用によるまちづくり＞

自動車だけではなく、徒歩・自転車・温室効果ガス排出量の少ない公共交通機関を活用した、自動車に頼らない通勤や暮らしのできるまちづくりを目的とした、地域・事業者等多様な主体による取組みを進めるため、公共交通機関の利用について行政から働きかけを行います。また、広報紙等を通じて広報、啓発を行います。

名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）については、関係市町による活性化協議会を組織し、懇談会やワークショップを開催し、利用促進を図ります。

また、路線バス・コミュニティバスについては、地域住民を交えた協議会を開催し、利用促進を図ります。

実施スケジュール（ ：事業実施予定）

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
No.2-1-2-1 公共交通機関等の活用によるまちづくり										

事業目標・評価方法等

広報紙やホームページ等による公共交通機関利用促進情報の発信を行うとともに、利用啓発イベント等を開催します。

【No.2-1-3：新たな移動手法の確保・技術導入】

実施主体：可児市、名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）活性化協議会、可児市地域公共交通協議会

実施内容：

可児市の公共交通機関は、ライフスタイルや社会情勢の変化等により、近年利用者数が減少傾向にあります。公共交通機関は生活面で重要であることに加え、自動車に比べて温室効果ガスの排出量が少ない乗り物であることから、今後の利用状況や地域の特性も踏まえ、地域住民が移動手段を失うことがないように、様々な移動手法の確保を検討します。

また、近年は自動車のみでなく、公共交通機関においても EV バス等の環境負荷を軽減する技術が開発されています。このような新たな技術についても導入を検討し、環境負荷の少ない公共交通機関の運行を目指します。

実施スケジュール（ ■ ■ ■ ：事業実施を検討）

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
No.2-1-3 新たな移動手法 の確保・技術導入	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

事業目標・評価方法等

今後の利用者数や地域の特性により、現在運行している公共交通機関に代わる移動手法の確保に向けた検討を行います。それと同時に、EV バス等の温室効果ガス削減に寄与する技術の導入も目指します。

②都市緑化の推進

【No.2-2-1：緑地の整備・保全】

実施主体：可児市

実施内容：

<No.2-2-1-1：公園の整備・緑化>

緑は、それ自体が二酸化炭素を吸収するだけでなく、その蒸散作用等により気温の上昇を抑える効果があり、緑化の推進は、ヒートアイランド現象の緩和とそれに伴うエネルギー消費量の削減に有効な対策とされています。

可児市では、公園の整備及び緑化を進めることにより都市緑化を推進し、市民の憩いの場の創出と暮らしやすいまちづくりを目指します。

<No.2-2-1-2：市民参加による緑地の保全>

市内の緑地について、地元自治会等との緑地管理協定を締結することで、市民参加による緑地の保全を図ります。

実施スケジュール（■■■■：事業実施予定 ■■■■：事業実施を検討）

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
No.2-2-1-1 公園の整備・緑化	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■
No.2-2-1-2 市民参加による 緑地の保全	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■

事業目標・評価方法等

2022年度（令和4年度）までに新たに公園1箇所の緑化を実施します。それ以降については検討していきます。また、現在緑地管理協定を締結している18地区について、継続して市民参加による緑地の保全を行います。

【No.2-2-2：道路の緑化】

実施主体：可児市

実施内容：<No.2-2-2-1：街路樹の維持・管理>

緑は、それ自体が二酸化炭素を吸収するだけでなく、その蒸散作用等により気温の上昇を抑える効果があり、緑化の推進は、ヒートアイランド現象の緩和とそれに伴うエネルギー消費量の削減に有効な対策とされています。

公園等都市緑地によるそうした効果を高める対策として、道路の中央分離帯や歩道等に植栽されている街路樹について適切な維持・管理を行うことにより、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。

実施スケジュール（ ：事業実施予定）

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
No.2-2-2-1 街路樹の維持・管理										

事業目標・評価方法等

現在植栽されている街路樹について、定期的実施する健全度調査の結果をもとに、計画的な維持・管理を行います。

【No.2-2-3：建物敷地の緑化】

実施主体：可児市、市民、事業者

実施内容：

<No.2-2-3-1：公共施設の緑化推進>

公共施設において既存の緑地の維持管理を行うとともに、各施設でグリーンカーテンの設置を検討し、地球温暖化やヒートアイランド現象を緩和する緑化の推進を図ります。

<No.2-2-3-2：民有地緑化の補助>

住宅の敷地や事業所の周辺の緑化は都市緑化の面から重要であるだけでなく、地球温暖化やヒートアイランド現象の抑制の観点からも重要な取組みです。可児市では民有地の緑化を推進するため、生け垣の設置や壁面緑化、屋上緑化を行う市民、事業者への補助を行います。

<No.2-2-3-3：民有地緑化の推進>

敷地における緑地の割合（緑化地域制度）や、生け垣の設置・種類等（緑化協定制）について、地域・市民との取り決めを進め、民有地における緑化の推進を図ります。

実施スケジュール（ ：事業実施予定）

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
No.2-2-3-1 公共施設の緑化 推進										
No.2-2-3-2 民有地緑化の 補助										
No.2-2-3-3 民有地緑化の 推進										

事業目標・評価方法等

建物敷地の緑化推進に向けて、地域の特性に応じた良好な景観の形成によるまちづくりを図るための「可児市景観計画」に基づいた緑化の指導を行います。

また、民有地緑化補助制度の活用について、ホームページ等により継続した周知を行います。

【No.2-2-4：市民の緑化支援・啓発】

実施主体：可児市、市民、各種団体

実施内容：

<No.2-2-4-1：各種団体への苗木支給> <No.2-2-4-2：各種団体への緑化補助>

市民・事業者に対する緑化支援事業として、各種団体へ苗木の支給を行います。また、緑化推進委員会による緑化補助を行います。

<No.2-2-4-3：グリーンカーテンの設置啓発>

グリーンカーテンは、二酸化炭素を吸収するだけでなく、日差しを遮り、室内温度の上昇を抑える効果があります。都市緑化の推進やエネルギー消費量の削減につながるグリーンカーテンの設置について、市民へ向けた啓発を行います。

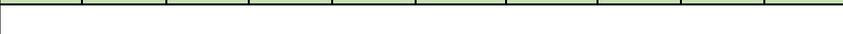
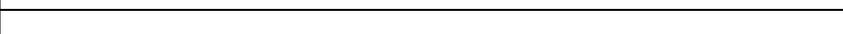
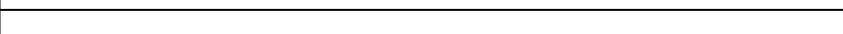
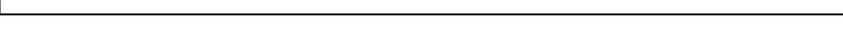
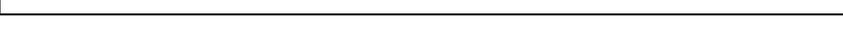
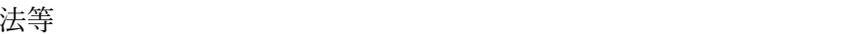
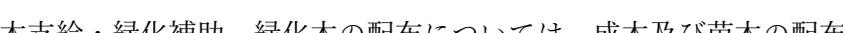
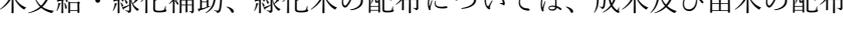
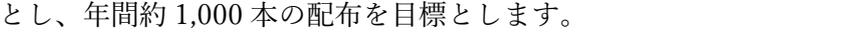
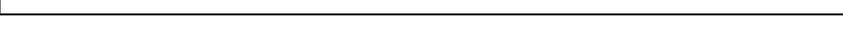
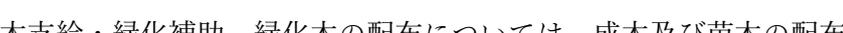
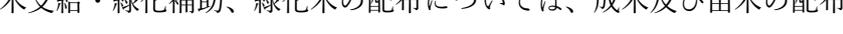
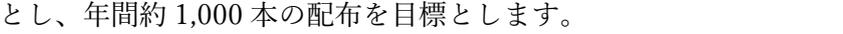
<No.2-2-4-4：花いっぱい運動の実施>

「花いっぱい運動」は、花いっぱい運動推進委員会が主催し、年2回（春と秋）市内を一斉に清掃後、花の苗を植える市民運動で、昭和59年に始まった歴史のある運動です。花を中心としたまちづくりにより、市民のコミュニケーションを活発にし、自分たちの街への愛着と誇りの高揚を目的としています。各自治会等に花の苗を配布し、地球温暖化対策としての都市緑化に対する意識啓発を同時に行います。

<No.2-2-4-5：緑化木の配布>

各種行事において、緑化木を配布することにより、地球温暖化対策としての都市緑化に対する意識啓発を行います。

実施スケジュール（：事業実施予定）

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
No.2-2-4-1,2 各種団体への苗木支給・緑化補助										
No.2-2-4-3 グリーンカーテンの設置啓発										
No.2-2-4-4 花いっぱい運動の実施										
No.2-2-4-5 緑化木の配布										

事業目標・評価方法等

各種団体への苗木支給・緑化補助、緑化木の配布については、成木及び苗木の配布本数を事業目標の指標とし、年間約1,000本の配布を目標とします。

1.3 循環型社会の形成

(1) 基本方針

循環型社会を形成するためには適正な物質循環を確保し、削減（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）等の対策が必要となります。温室効果ガス削減対策においても発生抑制は最も重要であり、再使用、再生利用によっても一般的には温室効果ガスの発生抑制が図られます。廃棄物の処理量を減らすことで燃焼等に係る温室効果ガスの排出量を削減することができ、容器等を再使用することで、その製造に係る温室効果ガス排出量を削減できます。

また、地域内で得られる再生可能エネルギーを中心に電力を調達し地域内で消費することで、地域内のエネルギーを有効活用し、利益を地域へ還元するという地域経済循環の実現に繋がります。

本計画では、ごみの減量や資源のリサイクル等を市民、事業者と連携して進め、脱炭素社会と循環型社会とが統合された持続可能な地域づくりを進めます。

(2) 循環型社会の形成に係る施策一覧

施策の方向	具体的施策	実施事業	担当課	
(No.3-1) 廃棄物排出量の削減	(No.3-1-1) 一般廃棄物処理基本計画の実行		環境課	
	(No.3-1-2) 資源の有効利用の促進	(No.3-1-2-1) 常設リサイクルステーションの運営		
		(No.3-1-2-2) 集団資源回収団体への助成		
		(No.3-1-2-3) 分別回収種目の見直し		
	(No.3-1-3) 家庭用廃棄物処理機器の導入補助	(No.3-1-3-1) 生ごみ処理機の設置補助		
		(No.3-1-3-2) 枝葉粉碎機の設置補助		
	(No.3-1-4) ごみの減量化	(No.3-1-4-1) プラスチック資源循環体制の強化		
(No.3-1-4-2) フードドライブの推進及びフードバンク活動の実施				
(No.3-1-4-3) 食品ロス軽減の情報提供・啓発				
(No.3-2) 地域経済循環の実現	(No.3-2-1) エネルギーの地産地消	(No.3-2-1-1) 地域新電力会社の設立		

(3)各施策の内容

①廃棄物排出量の削減

【No.3-1-1：一般廃棄物処理基本計画の実行】

実施主体：可児市、市民、事業者

実施内容：

可児市では、2016年度（平成28年度）に一般廃棄物処理基本計画を策定し、「ごみの減量・リサイクル」「環境に配慮した適正な処理」「三者協働による取り組み」の推進に取り組んでいます。計画に掲げられたごみ処理に関する施策を実行することで、ごみの排出に係る温室効果ガス排出量の削減にも取り組みます。

実施スケジュール（ ：事業実施予定）

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
No.3-1-1 一般廃棄物処理 基本計画の実行										

事業目標・評価方法等

ごみ総排出量の現状の傾向を維持することにより、一般廃棄物処理基本計画のごみ総排出量の達成ケースに準じて、2025年度（令和7年度）において、ごみの総排出量を25,500t以下に削減することを目標とします。

【No.3-1-2：資源の有効利用の促進】

実施主体：可児市、市民

実施内容：

＜No.3-1-2-1：常設リサイクルステーションの運営＞

可児市では、可児工業団地内にリサイクルステーション「可児市エコドーム」を開設しています。今後も引き続きリサイクルステーションの運営を行い、リサイクル品目の拡充を検討します。資源をリサイクルして有効利用すると同時に、廃棄物を削減して製造時や焼却時の温室効果ガス排出量の削減を図ります。

＜No.3-1-2-2：集団資源回収団体への助成＞

可児市では、資源回収を行うボランティア団体に対し、回収量に応じた奨励金を交付しており、対象となる団体は2020年度（令和2年度）で29団体と減少しています。団体数や回収量の増加に繋げるため、継続して資源回収を行う団体等への奨励金の交付を行います。

＜No.3-1-2-3：分別回収種目の見直し＞

リサイクル率を高め、廃棄物の削減を図るため、地域リサイクルステーションでの分別回収品目の追加等を見直しを進めます。

実施スケジュール (■ ■ ■: 事業内容を検討 ■■■■: 事業実施予定)

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
No.3-1-2-1 常設リサイクル ステーションの 運営										
No.3-1-2-2 集団資源回収団 体への助成										
No.3-1-2-3 分別回収種目の 見直し	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

事業目標・評価方法等

事業目標の指標をリサイクル率とし、2030年度(令和12年度)において15%を目指します。

【No.3-1-3：家庭用廃棄物処理機器の導入補助】

実施主体：可児市、市民

実施内容：

<No.3-1-3-1：生ごみ処理機の設置補助> <No.3-1-3-2：枝葉粉碎機の設置補助>

一般家庭から排出される生ごみ・庭木の剪定枝等の減量化を図るため、生ごみ処理機(コンポスト、密閉式発酵容器)・枝葉粉碎機の購入に際し購入費の一部を補助します。

実施スケジュール (■■■■: 事業実施予定)

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
No.3-1-3-1 生ごみ処理機の 設置補助										
No.3-1-3-2 枝葉粉碎機の設 置補助										

事業目標・評価方法等

生ごみ処理機の設置補助・枝葉粉碎機の設置補助については補助件数を事業目標の指標とし、2029年度(令和11年度)において、生ごみ処理機の設置補助・枝葉粉碎機の設置補助を合わせて年間80件の補助を目指します。

【No.3-1-4：ごみの減量化】

実施主体：可児市、市民

実施内容：

<No.3-1-4-1：プラスチック資源循環体制の強化>

近年は、プラスチックにおける資源循環を一層促進する重要性が高まっており、国内においても、2022年（令和4年）4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されるなど、プラスチックの資源循環を総合的かつ計画的に推進する取組みがなされています。可児市においても、プラスチック資源の分別回収等、プラスチック資源循環体制の強化のために自治体に求められる取組みを推進します。その第一歩として、市民に身近で分かりやすいペットボトルの資源循環から取り組みます。

<No.3-1-4-2：フードドライブの推進及びフードバンク活動の実施>

フードドライブ⁷に取り組む市民団体と協力し、フードドライブについて市民に広く周知するとともに、フードバンク⁸活動を実施し、食品の提供事業者と受け入れ希望者とのマッチングを行います。

<No.3-1-4-3：食品ロス軽減の情報提供・啓発>

広報紙やホームページで「ぎふ食べきり運動」に関する情報を提供・啓発し、協力店や協力企業への登録数を増やすことで、事業所における食品ロスの減量につなげます。

また、毎年10月の食品ロス削減月間に合わせ、無駄なく食材を使い切るエコクッキング教室の開催や動画配信等の新たな情報ツールを活用し、様々なライフスタイルに対応した情報提供を行い、家庭でできる食品ロス軽減を啓発します。

実施スケジュール（■ ■ ■：事業内容を検討 ■■■■：事業実施予定）

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
No.3-1-4-1 プラスチック資源循環体制の強化	■	■	■	■	■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■
No.3-1-4-2 フードドライブの推進及びフードバンク活動の実施	■	■	■	■	■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■
No.3-1-4-3 食品ロス軽減の情報提供・啓発	■	■	■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■

事業目標・評価方法等

食品ロスの軽減に関する事業については、2029年度（令和11年度）において、食べきり運動協力店54店舗を目指します。また、食育・食品ロスに関する講座については、2029年度（令和11年度）において年間2回の開催を目標とします。

⁷ まだ食べられるにも関わらず様々な理由により発生した未利用食品を、フードバンクを通じて食品の必要な人に届ける活動。

⁸ 食品企業の製造過程で発生する規格外品等を引き取り、福祉施設等へ無料で提供する団体・活動。

1.4 事業者・市民の活動促進

(1) 基本方針

「事業者・市民の活動促進」の対策・施策は、「再生可能エネルギーの利用促進」、「地域環境の整備及び改善」、「循環型社会の形成」に属する対策・施策を除く全ての対策・施策で、省エネルギーの推進を主とするものです。

わたしたちは日常生活や事業活動のあらゆる場面で温室効果ガスを排出しており、温室効果ガスの排出削減は市民や事業者の取り組み抜きでは達成されません。本計画では、市民への普及啓発、事業者や民間団体の活動支援といった、地域に密着した効果的な施策を実施し、市民や事業者と協働・連携して地球温暖化対策を進めます。

(2) 事業者・市民の活動促進に係る施策一覧

施策の方向	具体的施策	実施事業	担当課
(No.4-1) 事業者・市民の取り組み支援	(No.4-1-1) 事業者・市民の機器設置支援	(No.4-1-1-1) 太陽光発電設備の設置効果のPR	環境課
	(No.4-1-2) 事業者・市民の省エネ支援	(No.4-1-2-1) 事業者の省エネ支援	
		(No.4-1-2-2) 家庭の省エネ支援	
(No.4-2) 事業者・市民への普及啓発	(No.4-2-1) 環境教育の推進	(No.4-2-1-1) 小中学校等への講師派遣	
		(No.4-2-1-2) 環境講座の実施	
	(No.4-2-1-3) 環境月間の啓発展示		
(No.4-2-2) 啓発イベントの実施	(No.4-2-2-1) 開催行事の温室効果ガス排出量削減		

(3)各施策の内容

①事業者・市民の取組み支援

【No.4-1-1：事業者・市民の機器設置支援】

実施主体：可児市、事業者、市民

実施内容：<No.4-1-1-1：太陽光発電設備の設置効果のPR>

太陽光発電設備の設置には費用がかかり、購入には検討が必要なため、公共施設に率先導入した太陽光発電設備について、設置効果のPRを行い、市民・事業者の再生可能エネルギーの利用を促進します。

実施スケジュール（：事業実施予定）

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
No.4-1-1-1 太陽光発電設備 の設置効果のPR										

事業目標・評価方法等

太陽光発電設備の設置効果のPRについては広報、ホームページ等による掲載回数を目標の指標とし、年3回の情報提供を目指します。

【No.4-1-2：事業者・市民の省エネ支援】

実施主体：可児市、事業者、市民

実施内容：

<No.4-1-2-1：事業者の省エネ支援>

市内の中小企業に対して、省エネ診断の推進及び省エネ機器の導入促進を行い温室効果ガスの削減を図ります。また、事業者の環境への取り組み事例を広報紙やホームページで紹介し、環境に配慮した事業活動を行っている事業所を応援することで、事業者及び市民に温室効果ガス削減の意識付けをします。

<No.4-1-2-2：家庭の省エネ支援>

広報紙やホームページによる家庭でできる省エネの紹介等により、家庭の温室効果ガス削減を推進します。

実施スケジュール（：事業実施予定 ：事業実施を検討）

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
No.4-1-2-1 事業者の省エネ 支援										
No.4-1-2-2 家庭の省エネ支 援										

事業目標・評価方法等

事業者の省エネ推進については、省エネ診断の実施件数及び啓発件数を指標とし、2029年度（令和11年度）において、年間1件の省エネ診断の実施、年間4件の啓発の実施を目標とします。

②事業者・市民への普及啓発

【No.4-2-1：環境教育の推進】

実施主体：可児市、市民

実施内容：

<No.4-2-1-1：小中学校等への講師派遣>

市内の小中学校や自治会等へ講師を派遣し、地球温暖化問題や環境問題等の講義を行い、有効な対策や身近な取組み等の情報を提供します。

<No.4-2-1-2：環境講座の実施>

参加体験型の環境講座や、家庭でできる省エネ活動に関する教室等を実施し、地球温暖化対策の具体的な取組み内容や方法を広めることで家庭での取組みを推進します。

<No.4-2-1-3：環境月間の啓発展示>

環境月間に、図書館や地区センター等の市民利用の多い公共施設において地球温暖化問題の啓発展示を実施し、意識啓発を図ります。

実施スケジュール（ ：事業実施予定）

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
No.4-2-1-1 小中学校等への 講師派遣										
No.4-2-1-2 環境講座の実施										
No.4-2-1-3 環境月間の啓発 展示										

事業目標・評価方法等

講師派遣については、派遣回数を事業目標の指標とし、年10回以上の派遣を目指します。

環境講座については、延べ参加人数を事業目標の指標とし、各講座20人の参加を目指すとともに、地域での担い手の育成に努めます。

【No.4-2-2：啓発イベントの実施】

実施主体：可児市、市民、事業者

実施内容：＜No.4-2-2-1：開催行事の温室効果ガス排出量削減＞

市内で開催する行事のうち、市が開催・共催する行事について、「ポスター・チラシの削減」「空調、照明を適正に使用する」「自動車使用時は乗り合せて会場に行く」「公共交通機関の利用を呼びかける」「会場で出るごみの分別を徹底する」等の取組みを推進し、開催に際して排出される温室効果ガスを削減します。

また、事業者や市民団体が開催する行事についても、同様の取組みが実施されるよう呼びかけを行います。

実施スケジュール（ ：事業実施予定）

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
No.4-2-2-1 開催行事の温室 効果ガス排出量 削減										

事業目標・評価方法等

市が開催・共催する大規模な行事について、温室効果ガス排出量削減のための取組み実績を評価します。

1.5 行政の率先行動

(1) 基本方針

市は、行政機関であるとともに、多くの資源、エネルギーを消費し、地域の環境に大きな影響を及ぼしている一事業者としての立場にもあります。市の事業活動に伴う環境負荷を低減し、さらに市民や事業者の環境保全意識を高揚させるためには、率先的に環境に配慮した行動を起こしていくことが必要です。

市では、公共施設の熱環境改善や省エネ機器の導入等、省エネ性能の向上や再エネ比率の高い電力調達に取り組みます。

(2) 行政の率先行動に係る施策一覧

施策の方向	具体的施策	実施事業	担当課
(No.5-1) 公共施設の 省エネ性能 の向上	(No.5-1-1) 建築物の省エネ化の推進	(No.5-1-1-1) 公共施設の熱環境改善	施設の管理 担当課
	(No.5-1-2) 機器の省エネ化の推進	(No.5-1-2-1) 省エネ性能の高い設備、機器等の導入促進	
(No.5-2) 交通におけ る温室効果 ガス排出量 の削減	(No.5-2-1) 次世代自動車 ⁹ の率先導入	(No.5-2-1-1) 電気自動車、ハイブリッドカー等の 次世代自動車の導入	管財検査課
	(No.5-2-2) エコ通勤の推進	(No.5-2-2-1) NO CAR 週間の実施	環境課
(No.5-3) 電力調達の 配慮	(No.5-3-1) 再生可能エネルギー比率の高い 電力への切り替え	(No.5-3-1-1) 再生可能エネルギー比率の高い電 力の公共施設への導入	施設の管理 担当課

⁹ 電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）等、ガソリンなど化石燃料の使用をゼロまたは大幅に減らして環境負荷を和らげる自動車のことです。

(3)各施策の内容

①公共施設の省エネ性能の向上

【No.5-1-1：建築物の省エネ化の推進】

実施主体：可児市

実施内容：＜No.5-1-1-1：公共施設の熱環境改善＞

建築物の熱環境を改善することにより、夏季や冬季の空調機器の使用を減らすことができます。公共施設においては、屋根等に遮熱・断熱効果のある塗料に塗り替える、窓ガラスに遮熱・断熱効果のあるガラスフィルムを設置するなどの取り組みにより、冷暖房の省エネ化を図ります。

実施スケジュール（ ：事業実施予定）

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
No.5-1-1-1 公共施設の熱環境改善										

事業目標・評価方法等

実施施設数を事業目標の指標とし、2030年度（令和12年度）までに16施設に遮熱・断熱塗装の実施、3施設に遮熱・断熱ガラスフィルムの設置を目指します。

【No.5-1-2：機器の省エネ化の推進】

実施主体：可児市

実施内容：＜No.5-1-2-1：省エネ性能の高い設備、機器等の導入促進＞

学校施設をはじめとして、公共施設では多くの電力を照明のために使用しているため、各施設の照明器具を省エネ型に順次交換することにより、電気料金・電力消費量、温室効果ガス排出量の削減を進めます。

また、公共施設の空調機器、給湯器をそれぞれ省エネ型空調機器、高効率給湯器に取り換え、省エネ化を図ります。

実施スケジュール（ ：事業実施予定）

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
No.5-1-2-1 省エネ性能の高い設備、機器等の導入促進										

事業目標・評価方法等

いずれの事業も実施箇所数を事業目標の指標とします。照明器具については2025年度（令和7年度）までに小中学校及び公共施設の照明器具の省エネ化を30施設、空調機器・高効率給湯器については2030年度（令和12年度）までに6施設の実施を目指します。

②交通における温室効果ガス排出量の削減

【No.5-2-1：次世代自動車の率先導入】

実施主体：可児市

実施内容：＜No.5-2-1-1：電気自動車、ハイブリッドカー等の次世代自動車の導入＞

運転時に温室効果ガスを排出しない電気自動車や、燃費の改善により温室効果ガス排出量を削減できるハイブリッドカー等の次世代自動車を公用車として率先導入し、自動車の利用による温室効果ガスの排出量を削減します。

実施スケジュール（ ：事業実施予定）

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
No.5-2-1-1 電気自動車、ハイブリッドカー等の次世代自動車の導入										

事業目標・評価方法等

電気自動車、ハイブリッドカーの導入数を事業目標の指標とします。2030年度（令和12年度）までに電気自動車、ハイブリッドカー合計10台の導入を目指します。

【No.5-2-2：エコ通勤の推進】

実施主体：可児市

実施内容：＜No.5-2-2-1：NO CAR 週間の実施＞

職員の通勤に使用する自動車からの温室効果ガス排出量を削減するための取組みとして、公共交通機関、徒歩、自転車、乗り合わせによる通勤を積極的に進めます。

実施スケジュール（ ：事業実施予定）

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
No.5-2-2-1 NO CAR 週間の実施										

事業目標・評価方法等

毎月のNO CAR 週間を継続することにより、エコ通勤に関する職員への啓発を実施します。

③電力調達の配慮

【No.5-3-1：再生可能エネルギー比率の高い電力への切り替え】

実施主体：可児市

実施内容：＜No.5-3-1-1：再生可能エネルギー比率の高い電力の公共施設への導入＞

近年、企業が自らの事業の使用電力を 100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的なイニシアチブ「RE100」という取組みがあり、世界や日本の企業が参加しています。可児市においても、電力の一需要家として、遅くとも 2050 年（令和 32 年）までに公共施設において使用する電力を 100%再生可能エネルギーで賄う「可児市版 RE100」を目指します。

実施スケジュール（：事業実施予定 ：事業実施を検討）

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
No.5-3-1-1 再生可能エネルギー比率の高い電力の公共施設への導入										

事業目標・評価方法等

導入施設、導入方法を検討し、RE30, RE50 と比率を徐々に高め、再生可能エネルギー比率の高い電力の調達を進めます。

2. 事業者の取組み

わたしたちは日常生活や事業活動のあらゆる場面で温室効果ガスを排出しており、温室効果ガスの排出削減は市民や事業者の取組み抜きでは達成されません。本計画では、市民への教育・普及啓発、事業者や民間団体の活動支援といった、地域に密着した効果的な施策を実施し、市民や事業者と協働・連携して地球温暖化対策を進めます。

ここでは、事業者の皆様に取り組んでいただきたい地球温暖化対策の例を示します。市等の実施する支援施策を活用し、事業の内容や施設の種類に応じて積極的に取り組みましょう。

《工場における取組み》

- ・エネルギー消費量、エネルギー消費原単位の現状把握、過去からのトレンドの分析
- ・設計値・管理値の見直し
- ・使い切っていない残余エネルギーの利用
- ・コージェネ導入・運用方法の改善・高利用率化・高効率機器への改造、更新
- ・固定エネルギーの最適制御と JIT（Just In Time：必要な時に必要なところへの必要な量のエネルギー供給）による省エネ
- ・インバータの適用
- ・生産能率向上・時間短縮によるエネルギーの削減
- ・工程停止・工程短縮・工程統合・並列運用・プロセスの簡略化
- ・圧縮空気の省エネ手法（吐出圧の低減等）を適用
- ・蒸気の省エネ手法（ドレンの回収等）を適用
- ・空調の省エネ手法（設定温度の適正化等）を適用
- ・加熱炉・溶解炉の省エネ手法（空気比の適正化等）を適用
- ・隣接エネルギーの利用
- ・省エネ診断の活用
- ・ESCO 事業の導入

関連する市の支援施策

- ・事業者・市民の省エネ支援 →37～38 ページ

《オフィスにおける取組み》

- 使用者による省エネ対策
 - ・〈管理〉省エネ推進組織を整備する
 - ・〈空調〉室内の温度を適正に調整する
 - ・〈空調〉冷暖房時間の短縮を図る
 - ・〈空調〉春、秋等の中間期・冬期は、窓の開閉等により外気取り入れ量を調整する
 - ・〈空調〉カーテンやブラインドにより日射を調整し、冷暖房への負荷を低減する
 - ・〈給湯〉冬期以外は給湯を停止する
 - ・〈給湯〉使用量の少ない時間帯は循環ポンプを停止する

- ・〈照明・電気〉外の光が利用できる時間帯、場所では、できるだけ消灯する
- ・〈照明・電気〉使用していない会議室、トイレ等は消灯する
- ・〈照明・電気〉昼休みは消灯する
- ・〈照明・電気〉自動販売機を夜間停止する
- ・〈昇降機〉土休日及び夜間のエレベータの運転台数を調整する

○運用による省エネ対策

- ・〈空調・給湯〉ボイラーや燃焼機器の空気比を調整する
- ・〈空調・給湯〉ボイラーのブローの適正化及び水質を管理する
- ・〈空調〉ダクト内の清掃や空気漏れの点検・修理、フィルタの適正保守等をこまめに行う
- ・〈空調〉複数設置された熱搬送ポンプは、負荷に応じた運転台数に調整する
- ・〈空調〉CO₂濃度を管理し、必要最小限の外気取り入れを行う
- ・〈空調〉建物内の予冷・予熱時には外気取り入れを停止する
- ・〈空調〉冷暖房終了時間前に熱源機を停止し、装置内の熱を有効利用する
- ・〈空調〉空調機立ち上がり時間を短縮する
- ・〈照明〉照明を測定して、過剰な照度とならないようにする
- ・〈照明〉照明器具を定期的に清掃する

○短期に回収可能な投資による省エネ対策

- ・〈空調〉送風機にインバータを設置し、風量調整をする
- ・〈空調〉ポンプにインバータを設置し、圧力・流量に対応した運転を行う
- ・〈空調〉日射調整フィルムを採用する
- ・〈空調・給湯〉蒸気弁・配管等の断熱を強化する
- ・〈給水・給湯〉節水コマ・節水器具を採用する
- ・〈給水・給湯〉トイレに擬音装置を設置する
- ・〈照明・電気〉照明区分回路を使用区画に合わせて細分化する
- ・〈照明・電気〉人感センサーを採用する

関連する市の支援施策

- ・事業者・市民の省エネ支援 →37～38 ページ

《商業施設における取組み》

○物販部門

- ・〈空調〉 出入口に風除室を設ける
- ・〈空調〉 空調の冷やし過ぎ・暖め過ぎに注意する
- ・〈空調〉 中間期、冬期の冷房は外気冷房を採用する
- ・〈空調〉 冷暖房シーズン中は CO₂ 制御など、在館人員に応じた外気量の取り入れをする
- ・〈照明〉 出入口及び窓の付近は昼光利用を検討する
- ・〈照明〉 店内照明やショーウィンドウ、ネオン等の照明について、開店前・閉店後の照明時間のルールを定め、照明時間の短縮を図る
- ・〈電気〉 節電型自動販売機を採用する

○管理部門

- ・〈空調〉 室内の温度を適正に調整する
- ・〈空調〉 冷暖房時間の短縮を図る
- ・〈空調〉 ダクト内の清掃や空気漏れの点検・修理、フィルタの適正保守等をこまめに行う
- ・〈空調〉 建物内の予冷・予熱時に外気を入れない
- ・〈空調〉 事務室やバックヤードを個別空調にする
- ・〈照明〉 照明区分を細分化して、不使用箇所の消灯に努める
- ・〈照明〉 事務室、バックヤードの不使用時の消灯を呼びかける
- ・〈照明〉 事務室、トイレ等は昼光利用、ロッカールーム等は人感センサーを導入する
- ・〈照明〉 照明を測定して、過剰な照度とならないようにする
- ・〈照明〉 照明器具を定期的に清掃する

○食品部門

- ・〈照明〉 ショーケースの照明は営業時間外は消灯する
- ・〈照明〉 ショーケースの照明ランプを一行にする
- ・〈熱源〉 閉店後には、ショーケースへのナイトカバーの取り付けを行う
- ・〈熱源〉 コンデンサは定期的に清掃する
- ・〈熱源〉 省エネ型エアーカーテンタイプのショーケースを採用する

○飲食店

- ・〈調理〉 調理用のガス器具の口火はこまめに消し、適正な火力で完全燃焼するよう空気孔を調整する
- ・〈調理〉 余熱による加熱等、熱源を効率的に利用する
- ・〈調理〉 加熱前の調理器具についた余分な水分を拭くこと等により、火力の無駄な使用を避ける
- ・〈給湯〉 給湯温度を下げる

- ・〈給湯〉給水、給湯量低減のため、食べ残し等を取り除いてから洗浄する
- ・〈給湯・電気〉食器洗浄器を用いる場合は、まとめて洗い温度調節もこまめにする
- ・〈熱源〉食材保管用冷蔵・冷凍庫は出し入れの回数、時間が短くなるよう管理する
- ・〈熱源〉冷凍・冷蔵庫は、詰め過ぎの防止や霜取り等により、冷却効率を高める
- ・〈空調〉床が水浸しの状態を放置して屋内の湿度が高くなるよう気をつける

○駐車場

- ・必要最低限の照度を確保すると共に、閑繁に応じ照明区分を細分化して管理を徹底する
- ・アイドリングストップを励行する
- ・排ガスを減少させるため、車速が遅くなるように車路を工夫する

関連する市の支援施策

- ・事業者・市民の省エネ支援 →37～38 ページ

《共通する取組み》

- ・再生可能エネルギー設備導入の推進、グリーン電力の購入
- ・照明はLED照明を使用する
- ・建物の新築・改築にあたり、省エネ性能の高い建物やZEB¹⁰の採用を検討する
- ・資源の有効活用、廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルの推進
- ・環境マネジメントシステム（ISO14001）の導入
- ・フロン類排出抑制・グリーン商品購入の推進
- ・環境に配慮した商品やサービスの提供・開発
- ・カーボン・オフセットの活用、推進
- ・アイドリングストップ、エコドライブの推進
- ・次世代自動車の導入
- ・エコ通勤の推進
- ・モーダルシフトなど物流の効率化
- ・地域自治体、地域市民と連携し、環境保全活動に協力
- ・事業所周辺の緑化や屋上・壁面の緑化
- ・植樹や森林保全活動への協力
- ・企業の自主的行動の実施計画（地球温暖化対策計画書制度など）の策定

関連する市の支援施策

- ・公共交通機関の利用促進 →25～27 ページ
- ・民有地緑化の補助、市民の緑化支援・啓発 →29～30 ページ
- ・事業者・市民の機器設置支援 →37 ページ
- ・啓発イベントの実施 →39 ページ

¹⁰ ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの中で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物をいいます。省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにします。

3. 市民の取組み

わたしたちは日常生活や事業活動のあらゆる場面で温室効果ガスを排出しており、温室効果ガスの排出削減は市民や事業者の取組み抜きでは達成されません。本計画では、市民への教育・普及啓発、事業者や民間団体の活動支援といった、地域に密着した効果的な施策を実施し、市民や事業者と協働・連携して地球温暖化対策を進めます。

ここでは、市民の皆様に取り組んでいただきたい地球温暖化対策の例を示します。市等の実施する支援施策を活用し、日常の生活の中で積極的に取り組みましょう。

《空調》

- ・暖房は 20°C、冷房は 28°Cの室温を目安に温度設定をする
- ・冷暖房機器は室温や時間帯を目安に、連続運転をするか、こまめに消すかを使い分ける
- ・電気カーペットは部屋の広さや用途に合ったものを選び、温度設定をこまめに調節する
- ・こたつはこたつ布団と一緒に敷布団と上掛けも使用し、温度設定をこまめに調節する

関連する市の支援施策

- ・事業者・市民の省エネ支援 →37～38 ページ

《照明・電気》

- ・照明は LED 照明を使用する
- ・テレビや照明はつけたままにせず、不要な時はこまめに消す
- ・電化製品を使わない時は、コンセントからプラグを抜き、待機消費電力を少なくする
- ・電気、ガス、石油機器などを買う時は、省エネルギータイプのものを選ぶ
- ・再生可能エネルギー比率の高い電力への切り替えを行う

関連する市の支援施策

- ・事業者・市民の省エネ支援 →37～38 ページ

《キッチン》

- ・購入した食品を無駄なく使い切る
- ・料理は食べられる分量のみをつくる
- ・冷蔵庫内は季節に合わせて温度調節し、物を詰め込みすぎないようにする
- ・冷蔵庫の扉は開閉を少なくし、開けている時間を短くする
- ・洗い物をする時は給湯器の温度設定を出来るだけ低くする
- ・電気ポットは長時間使わない時にはコンセントからプラグを抜く
- ・食器洗い乾燥機を使用する時は、まとめて洗い温度調節もこまめにする

関連する市の支援施策

- ・食品ロス軽減の情報提供・啓発 →34 ページ
- ・事業者・市民の省エネ支援 →37～38 ページ

《バス・トイレ》

- ・お風呂は、間隔をおかずに入るようにし、追い炊きをなるべくしない
- ・シャワーはお湯を流しっぱなしにしない
- ・洗濯する時は、まとめて洗う
- ・温水洗浄便座は温度設定を適切に調節し、使わない時はふたを閉める

関連する市の支援施策

- ・事業者・市民の省エネ支援 →37～38 ページ

《移動》

- ・買い替えの際には、電気自動車（EV）や、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）等の次世代自動車の購入を検討する
- ・やさしい発進を心がける
- ・車間距離は余裕をもって、加減速の少ない定速走行に努める
- ・早目にアクセルオフし、エンジンプレーキを積極的に使う
- ・車内を冷やし過ぎないように、エアコンの使用を控えめにする
- ・無用なアイドリングをやめる
- ・タイヤの空気圧をこまめにチェックし、適正に保つ
- ・不要な荷物は積まない
- ・渋滞等をまねかないよう、駐車場所に注意する
- ・公共交通機関や自転車、徒歩での移動を心がける

関連する市の支援施策

- ・公共交通機関の利用促進 →25～27 ページ

《その他》

- ・住宅の新築や改築にあたり、省エネ性能の高い住宅や ZEH¹¹の採用を検討する
- ・エアコン、冷蔵庫、テレビ等について、高効率な省エネ機器の導入を行う
- ・太陽光発電等、家庭用の再生可能エネルギー設備を導入する
- ・買い物に行く前に冷蔵庫の中を確認し、必要な食品のみを購入する
- ・環境配慮型製品やカーボン・オフセット¹²商品を購入する
- ・リサイクルを推進する
- ・集団回収や地域清掃等の環境保全・環境学習活動に参加・協力する
- ・庭の緑化や壁面緑化を推進する

関連する市の支援施策

- ・民有地緑化の補助、市民の緑化支援・啓発 →29～30 ページ
- ・資源の有効利用の促進、家庭用廃棄物処理機器の導入補助、ごみの減量化 →32～34 ページ
- ・事業者・市民の機器設置支援 →37 ページ
- ・啓発イベントの実施 →39 ページ

¹¹ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスのことで、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅をいいます。

¹² 自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち、削減が困難な量の全部または一部を、ほかの場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林の吸収量で埋め合わせることをいいます。

4. 施策総括表

ここでは、本計画の施策について、施策ごとの各主体の役割、事業目標・実施スケジュール、削減見込み、進捗管理方法を一覧にまとめています。

施策総括表（1/2）

取組み分野	施策の方向	具体的施策	実施事業	各主体の役割			事業目標 実施スケジュール	進捗管理方法	担当課					
				市民	事業者	行政								
No.1 再生可能エネルギーの 利用促進	No.1-1 再生可能エネルギー 対策の推進	No.1-1-1 公共施設等における導入・利用 の促進	No.1-1-1-1 太陽光発電設備及び蓄電池の導入・利用 の促進	-	-	機器の導入 →23 ページ	機器の導入	導入件数	環境課 施設の管理 担当課					
		No.1-1-2 再生可能エネルギーの導入調査	No.1-1-2-1 再生可能エネルギーの利用	-	-	利用可能性の検討 →23 ページ	再生可能エネルギーの導入	検討実施	環境課					
No.2 地域環境の 整備及び改 善	No.2-1 公共交通機関の利用 促進	No.2-1-1 公共交通機関の維持	No.2-1-1-1 名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）の維持	積極的な利用	通勤等での利用	利用促進方策の実施 →25～26 ページ	運行継続	利用者数	都市計画課					
			No.2-1-1-2 路線バスの維持											
			No.2-1-1-3 コミュニティバス「さつきバス」、「電話 で予約バス」、「Kバス」の維持											
			No.2-1-1-4 鉄道廃止代替バス「YAOバス」の維持											
		No.2-1-2 公共交通機関の利用啓発	No.2-1-2-1 公共交通機関等の活用によるまちづくり							-	-	広報・啓発 →26～27 ページ	広報紙やHP等による情報発信 利用啓発イベント等の開催	実施回数
		No.2-1-3 新たな移動手法の確保・技術導入	-									-	導入の検討 →27 ページ	確保・導入
	No.2-2 都市緑化の推進	No.2-2-1 緑地の整備・保全	No.2-2-1-1 公園の整備・緑化	-	-	実施 →28～30 ページ	公園1箇所の緑化	植栽本数・面 積				都市整備課		
			No.2-2-1-2 市民参加による緑地の保全	緑地の管理	-					保全の継続	-			
		No.2-2-2 道路の緑化	No.2-2-2-1 街路樹の維持・管理	-	-					維持・管理	-	管理用地課		
		No.2-2-3 建物敷地の緑化	No.2-2-3-1 公共施設の緑化推進	-	-					-	-	環境課 施設の管理 担当課		
			No.2-2-3-2 民有地緑化の補助	導入検討	導入検討					制度の周知	-	都市計画課		
			No.2-2-3-3 民有地緑化の推進	-	-					景観計画に基づいた指導	-			
		No.2-2-4 市民の緑化支援・啓発	No.2-2-4-1 各種団体への苗木支給 No.2-2-4-2 各種団体への緑化補助 No.2-2-4-3 グリーンカーテンの設置啓発 No.2-2-4-4 花いっぱい運動の実施 No.2-2-4-5 緑化木の配布	No.2-2-4-1 各種団体への苗木支給	緑化、植栽の実施					緑化、植栽の実施	年間配布本数 1,000 本（～2030）	配布本数	産業振興課	
No.2-2-4-2 各種団体への緑化補助	環境課													
No.2-2-4-3 グリーンカーテンの設置啓発	都市整備課													
No.2-2-4-4 花いっぱい運動の実施	環境課													
No.2-2-4-5 緑化木の配布	環境課													

施策総括表 (2/2)

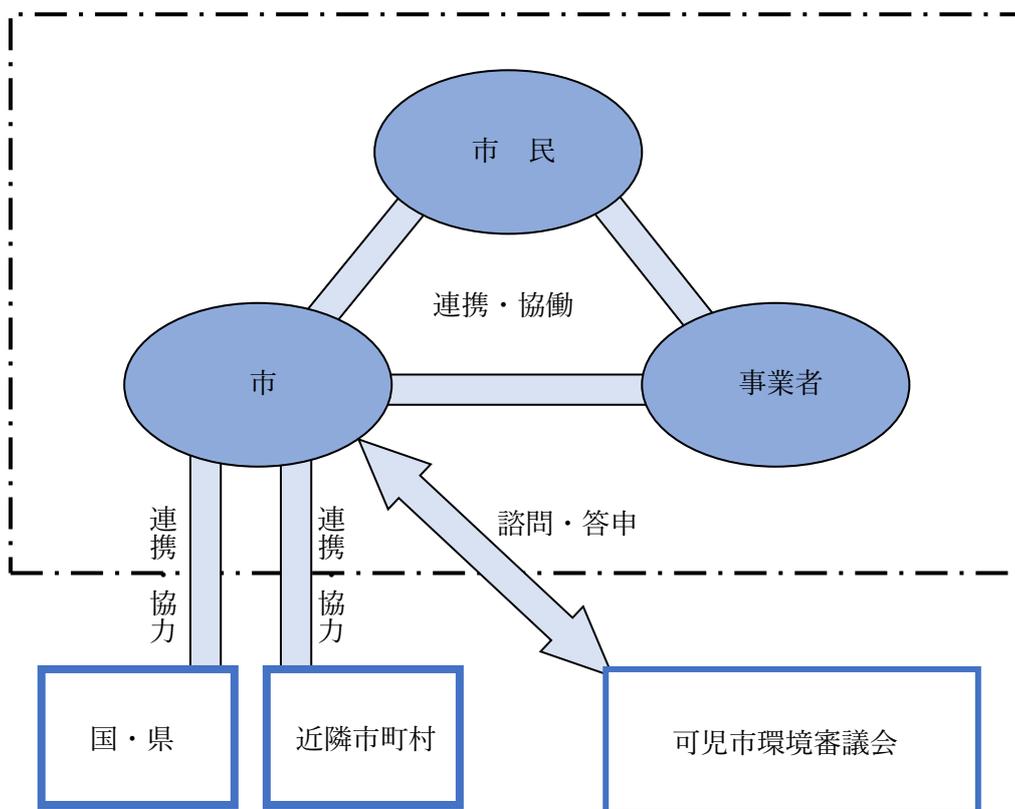
取組み分野	施策の方向	具体的施策	実施事業	各主体の役割			事業目標 実施スケジュール	進捗管理方法	担当課
				市民	事業者	行政			
No.3 循環型社会 の形成	No.3-1 廃棄物排出量の削減	No.3-1-1 一般廃棄物処理基本計画の実行		ごみ排出削減	ごみ排出削減	ごみ排出削減 削減方策の実施 →32 ページ	ごみ総排出量を 25,500t に削減 (~2025)	ごみ排出量	環境課
		No.3-1-2 資源の有効利用の促進	No.3-1-2-1 常設リサイクルステーションの運営	リサイクル推進		リサイクル推進 推進方策の実施 →32~33 ページ	リサイクル率 15% (~2030)	-	
			No.3-1-2-2 集団資源回収団体への助成	分別回収への協 力	-	助成実施 →32~33 ページ		助成団体数	
			No.3-1-2-3 分別回収種目の見直し			見直し推進 →32~33 ページ		-	
		No.3-1-3 家庭用廃棄物処理機器の導入 補助	No.3-1-3-1 生ごみ処理機の設置補助	機器の設置検討	機器の設置検討	補助実施 →33 ページ	年間補助件数 80 件 (~2029)	補助件数	
			No.3-1-3-2 枝葉粉碎機の設置補助						
		No.3-1-4 ごみの減量化	No.3-1-4-1 プラスチック資源循環体制の強化	-	-	実施内容の検討 →34 ページ	-	検討実施	
			No.3-1-4-2 フードドライブの推進及びフードバンク活 動の実施	参加・協力	参加・協力	実施 →34 ページ	-	-	
			No.3-1-4-3 食品ロス軽減の情報提供・啓発	-	-	普及啓発 →34 ページ	食べきり運動協力店 54 店舗 講座実施回数 2 回 (~2029)	店舗数 実施回数	
		No.3-2 地域経済循環の実現	No.3-2-1 エネルギーの地産地消	No.3-2-1-1 地域新電力会社の設立	-	-	実施 →35 ページ	-	
No.4 事業者・市民 の活動促進	No.4-1 事業者・市民の取組 み支援	No.4-1-1 事業者・市民の機器設置支援	No.4-1-1-1 太陽光発電設備の設置効果の PR	機器の導入検討	機器の導入検討	普及啓発 →37 ページ	年 3 回の情報提供 (~2030)	実施回数	環境課
		No.4-1-2 事業者・市民の省エネ支援	No.4-1-2-1 事業者の省エネ支援	-	省エネ実践	普及啓発・紹介 →37~38 ページ	年間 1 件の実施 (~2029)	実施件数	
	No.4-1-2-2 家庭の省エネ支援		省エネ実践	-	普及啓発 →37~38 ページ	年間 4 件の啓発 (~2029)			
	No.4-2 事業者・市民への普 及啓発	No.4-2-1 環境教育の推進	No.4-2-1-1 小中学校等への講師派遣	積極的な参加		講師派遣 →38 ページ	年間派遣回数 10 回以上 (~2030)	派遣回数	
			No.4-2-1-2 環境講座の実施	積極的な参加	-	講座開催 →38 ページ	各講座参加人数 20 人 (~2030)	参加人数	
			No.4-2-1-3 環境月間の啓発展示	意識の高揚	意識の高揚	展示実施 →38 ページ	-	実施回数	
	No.4-2-2 啓発イベントの実施	No.4-2-2-1 開催行事の温室効果ガス排出量削減	参加・協力	参加・協力	削減方策の検討・ 実施 →39 ページ	-	-		
No.5 行政の率 先行動	No.5-1 公共施設の省エネ性 能の向上	No.5-1-1 建築物の省エネ化の推進	No.5-1-1-1 公共施設の熱環境改善				遮熱・断熱塗装の実施 16 施設 遮熱・断熱ガラスフィルムの設置 3 施設 (~2030)	導入件数	施設の管理 担当課
		No.5-1-2 機器の省エネ化の推進	No.5-1-2-1 省エネ性能の高い設備、機器等の導入促進				照明器具の省エネ化 30 施設 空調機器・高効率機器 6 施設 (~2030)	導入件数	
	No.5-2 交通における温室効 果ガス排出量の削減	No.5-2-1 次世代自動車の率先導入	No.5-2-1-1 電気自動車、ハイブリッドカー等の次世代 自動車の導入	-	-	実施 →41~43 ページ	電気自動車・ハイブリッドカー 10 台 (~2030)	導入台数	管財検査課
		No.5-2-2 エコ通勤の推進	No.5-2-2-1 NO CAR 週間の実施				-	-	環境課
	No.5-3 電力調達の配慮	No.5-3-1 再生可能エネルギー比率の 高い電力への切り替え	No.5-3-1-1 再生可能エネルギー比率の高い電力の公共 施設への導入				-	-	施設の管理 担当課

第6章 推進体制・進捗管理

1. 推進体制

本計画の施策を推進していくにあたっては、市民、事業者、行政の各主体が個別の取組みを主体的に進めていくのはもちろんのこと、国、県、近隣市町村等も含めた連携により、取組みを進めていくことが重要です。

また、市内においては、本計画に掲げる施策を総合的かつ効果的に推進するにあたって、関係各課の連携・協力を強化して実施するとともに、定期的に進捗状況や情報を共有化する等、市内における組織横断的な調整・協議・実施を図っていきます。



2. 進捗管理

本計画で定めた取組みを着実に実行していくために、本計画の進行管理は下図に示す PDCA サイクルに基づき実施していきます。

(1) 点検・評価の実施

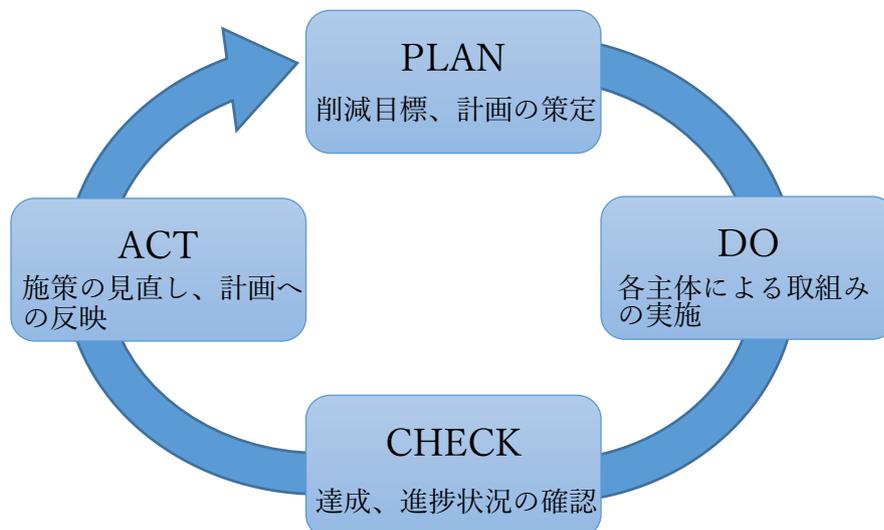
計画の進捗状況を把握するため、毎年度の温室効果ガス総排出量、部門別排出量及び施策の取組みを点検し、次年度の施策展開に活かします。

(2) 取組状況の公表

点検・評価結果、温室効果ガス排出量については、市ホームページ等により毎年度公表します。なお、各年度の温室効果ガス排出量の実績の算定に当たっては、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に基づき、最新の排出係数を使用し公表します。

(3) 計画の見直し

点検・評価を基に、5年ごとに計画の見直しの必要性について検討を行います。2030年度（令和12年度）には施策内容や目標の見直しを行います。また、環境をとりまく社会情勢が大きく変化した場合にも必要に応じて計画の見直しを行います。



卷 末 資 料

国の地球温暖化対策計画（削減目標）・・・ 資料1

可児市環境審議会委員名簿・・・・・・・・・・ 資料2

諮問文・答申文・・・・・・・・・・・・・・ 資料3

資料 1

国の地球温暖化対策計画

令和3年(2021年)10月に改定された「地球温暖化対策計画」では、2050年温室効果ガス排出実質ゼロ目標や、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減すること、目標達成のために国や地方公共団体が講ずべき施策等が示されています。さらに温室効果ガス別の目標・目安排出量を下記のとおり設定しています。

表1 温室効果ガス別その他の区分ごとの目標・目安

(単位:百万t-CO₂)

	2013年度 実績	2019年度 実績 (2013年度比)	2030年度の 目標・目安 ²¹ (2013年度比)
温室効果ガス排出量・吸収量	1,408	1,166 ²² (▲17%)	760 (▲46% ²³)
エネルギー起源二酸化炭素	1,235	1,029 (▲17%)	677 (▲45%)
産業部門	463	384 (▲17%)	289 (▲38%)
業務その他部門	238	193 (▲19%)	116 (▲51%)
家庭部門	208	159 (▲23%)	70 (▲66%)
運輸部門	224	206 (▲8%)	146 (▲35%)
エネルギー転換部門 ²⁴	106	89.3 (▲16%)	56 (▲47%)
非エネルギー起源二酸化炭素	82.3	79.2 (▲4%)	70.0 (▲15%)
メタン (CH ₄)	30.0	28.4 (▲5%)	26.7 (▲11%)
一酸化二窒素 (N ₂ O)	21.4	19.8 (▲8%)	17.8 (▲17%)
代替フロン等4ガス ²⁵	39.1	55.4 (+42%)	21.8 (▲44%)
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	32.1	49.7 (+55%)	14.5 (▲55%)
パーフルオロカーボン (PFCs)	3.3	3.4 (+4%)	4.2 (+26%)
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	2.1	2.0 (▲4%)	2.7 (+27%)
三ふっ化窒素 (NF ₃)	1.6	0.26 (▲84%)	0.5 (▲70%)
温室効果ガス吸収源	—	▲45.9	▲47.7
二国間クレジット制度 (JCM)		官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。	

資料2

可児市環境審議会委員名簿

敬称略・50音順

	氏名	役職等	
1	市原 壽	可児商工会議所環境委員会 委員長	
2	井ノ下 紀子	中部電力パワーグリッド株式会社 加茂営業所総務グループ長	
3	岡部 浩司	岐阜県可茂県事務所 環境課長	
4	奥村 美穂	可児市養護教諭部会 代表（中部中 養護教諭）	
5	川合 康司	可児市文化財審議会 委員	
6	河合 良明	(協)岐阜県可児工業団地管理センター 事務局統括	
7	佐藤 香	可児市生活学校 代表	
8	津田 恵美	市民委員	
9	長谷川 彰	可児市自治連絡協議会 会長	委員長
10	肥田 博文	めぐみの農業協同組合可児営農経済センター センター長	
11	福島 弘子	食生活改善推進協議会 会長	
12	三戸 摂乃	市民委員	
13	森杉 雅史	名城大学都市情報学部 教授	副委員長
14	山本 孝子	市民委員	

環第 218 号
令和 4 年 1 月 17 日

可児市環境審議会
会長 長谷川 彰 様

可児市長 富田 成輝



「可児市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の改定について（諮問）

標記のことについて、可児市環境基本条例（平成11年条例第17号）第21条第2項の規定に基づきご審議賜りたく、ここに諮問します。

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 4 条により、地方公共団体の責務として温室効果ガス排出量の削減等のための施策を推進することとされています。また、同法の改正により第 21 条第 4 項において、市区町村は、地方公共団体実行計画において、その区域の温室効果ガス排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定めるよう努めるものとするされています（施行日令和 4 年 4 月 1 日）。

本市では、平成 22 年に「可児市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、地球温暖化対策に取り組んできましたが、見直しの時期がきたこと、また世界的な地球温暖化対策に対する機運の高まり、令和 2 年 10 月の国のカーボンニュートラル宣言等国内外の動向を踏まえ、今回改定をするものです。

令和4年3月10日

可児市長 富田 成輝 様

可児市環境審議会
会長 長谷川 彰 

「可児市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の改定について（答申）

令和4年1月17日付け環第218号で本審議会に諮問のありました可児市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定について審議しました結果、概ね適当と認め、下記の意見を付したうえで答申します。

2050年度の目指すべき姿として市内の温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて、市民、事業者、行政が連携して、着実に計画を推進されることを要望します。

記

2050年カーボンニュートラルの実現には、社会的に大きな負担がかかることになります。そのため、計画の推進にあたり、社会的、経済的に負の影響を与える恐れがある、あるいは、社会的な理解が得られない等の状況が生じると予測される場合は、早期の段階で計画を見直し、改定を図ることを求めます。

可児市地球温暖化対策実行計画

(区域施策編)

令和4年6月

可児市市民部環境課

〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地

電話 0574-62-1111 (代表)

FAX 0574-63-6816

Email kankyo@city.kani.lg.jp